

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	69 件
国民年金関係	46 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	95 件
国民年金関係	55 件
厚生年金関係	40 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの期間及び平成8年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで  
② 平成8年7月

私は、会社を退職し、昭和55年2月に国民年金への切替手続きを行い、それ以降、国民年金保険料を銀行や郵便局で納付していた。申立期間①の当時は、経済的に余裕があったので、毎月きちんと保険料を納付していたはずである。また、申立期間②の当時は、納付が遅れることはあってもすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間中について、申立期間を除く国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月、1か月といずれも短期間である上、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの期間、54年4月から56年3月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年3月まで  
② 昭和54年4月から56年3月まで  
③ 昭和58年4月から59年3月まで

私は、申立期間①については、会社の勤めもあり、退職後、区役所出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をして、国民年金保険料を納付していた。申立期間②及び③については、夫婦二人の保険料を一緒に納付していたと記憶している。納付書が届けば納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、6か月と短期間であり、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、厚生年金保険から国民年金への切替手続をしたと説明する時期である昭和47年11月ごろに払い出されていることが確認できる上、申立人は、国民年金への切替手続をするに至る経緯等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人夫婦は、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間及びその前後の期間を通じて生活状況に特段の変化も見られないなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

申立期間③については、昭和59年11月に、当該期間のものと考えられる納付書が発行されており、申立人の夫は、当該期間の自身の保険料を過年度納付で納付済みであることが確認できるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年3月まで  
私の国民年金保険料は、夫婦二人分を妻と一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月以降、60歳に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年3月ごろに払い出されており、申立人は、52年4月までさかのぼって保険料を過年度納付していることが確認できることから、現年度分である申立期間の保険料を納付しないことは不自然と考えられる。さらに、申立人は、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間及びその前後の期間を通じて生活状況に特段の変化も見られないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月及び同年6月並びに61年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年5月及び同年6月  
② 昭和61年9月から同年12月まで

私は、大学卒業後、親に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、昭和55年1月から58年12月までの期間の保険料を前納している。

また、申立期間は2か月及び4か月といずれも短期間で、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間②については、当該申立期間直前の期間の保険料は、昭和62年8月に充当処理され、この処理に伴い、同年9月に当該期間のものと考えられる納付書が発行されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3731

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から40年3月まで

私は、20歳に到達した後も国民年金に関する通知がなかったため、当時同居していた姉の国民年金保険料の集金に訪れていた徴収員に相談したところ、国民年金の加入手続及び20歳到達後の未納保険料の納付を勧められ、2年分ぐらいの保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中の保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年4月時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能な期間であり、申立人は、自身の国民年金に関する相談を、姉の保険料を集金に来訪していた徴収員に相談したと説明しており、当時申立人が居住していた区では集金人による保険料の徴収が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで  
私は、社会保険庁から国民年金保険料の督促通知が来たので、郵便局で国民年金保険料をまとめて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までの期間については、申立人は、当該期間後の国民年金保険料は、すべて納付している上、申立人は、保険料納付の督促通知が送付されてきたので、それに応じて郵便局で保険料を1回納付したと具体的に説明しており、申立人は当該期間の督促通知を受け取ったと考えられることから、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和39年4月から同年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿上、41年2月に当時居住していた区への住所変更が記載されているものの、申立人の所持する同年10月発行の国民年金手帳において、申立人の氏名が37年の婚姻前の姓で記載され、その後氏名変更の手続が行われていることが確認できることから、申立人は41年10月以降に保険料納付の督促通知を受け取ったと考えられ、当該受け取りの時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、昭和39年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年3月まで

私は、未納となっていた国民年金保険料を特例納付の納付書により納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和63年4月に厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金保険料をすべて納付しており、税理士に勧められて特例納付を行ったと説明している。

また、申立人の第二回特例納付の保険料の納付記録が社会保険庁のオンライン記録の納付月数と自治体が作成した第二回特例納付の記録における納付月数とに差異があるなど、行政側において申立人にかかる納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が見られるなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年4月まで  
私の国民年金の加入手続は、制度発足と同時に夫の会社がしてくれ、私が国民年金保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間については、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は、当該期間当時の保険料額とおおむね一致している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は36年3月29日に払い出され、国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったと考えることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年4月から44年4月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、38年4月に転居した市で、城跡に所在する市役所において保険料を納付していたと説明しているが、当該地での開設は当該期間後の45年4月であることが確認できる上、43年2月に転居した町では、保険料を納付した記憶が無いと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3736

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 38 年度のうち、9 か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年度のうち 9 か月

私は、両親とともに国民年金に加入し、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は9か月と短期間である。また、申立人が一緒に加入し保険料を納付していたとする申立人の父親は保険料をすべて納付しており、申立人が説明する保険料の納付方法、納付金額等の納付状況は、申立期間当時に居住していた区の納付方法等と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から40年3月まで  
② 昭和41年4月から42年3月まで

私は、結婚する直前の昭和44年10月に母から国民年金手帳を手渡され、申立期間の国民年金保険料を母が納付していたと聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年4月時点では、当該期間の保険料を納付することが可能である上、申立人は、母親から申立人の国民年金手帳を受け取った時の状況を具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和42年4月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月  
② 昭和 51 年 7 月から同年 9 月まで

私は、友人に勧められ、市役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を漏れなく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間①については、申立人は昭和 51 年 3 月 31 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、当該月分の保険料の納付書を受け取っていたものと考えられること、申立期間②については、3 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであることなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年3月まで

私は国民年金に加入した際、区役所職員に未納期間の国民年金保険料を納めることができると言われ、私達夫婦の保険料をさかのぼって約2万円納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は45年2月に払い出されていることが確認でき、申立人が納付したとする45年9月時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の夫は、当該期間の自身の保険料が納付済みであること、申立人が納付したとする金額は、過年度分及び現年度分の保険料をまとめて納付した場合の金額におおむね一致することなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年2月及び同年3月の期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、上記のとおり、申立人が当該期間の保険料を特例納付したとは考えられず、また、申立人が納付したとする45年9月時点では、当該期間は時効により納付することができない期間であること、さらに、当該期間の始期である厚生年金保険加入期間後の昭和43年2月の国民年金の被保険者資格取得の記録は平成15年に追加されており、当該記録追加以前は43年2月の資格取得は把握されていなかったことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年4月から42年3月まで  
②昭和43年4月から44年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、母が納付してくれたはずである。私が持つ国民年金手帳で、検認印は無く割印が押されている昭和42年度分の保険料が納付済みであるにもかかわらず、その前後の同様な状態の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する昭和41年度から45年度までの納付記録欄のある国民年金手帳に記載された最初の検認日は44年7月10日となっており、保険料の納付が再開されたこの時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、当該期間直前の42年度分の保険料は上記手帳に検認印が押されていないことから、過年度納付されていることなどから、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、上記の保険料の納付が再開された44年7月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年7月まで

私は、昭和46年に国民年金に加入し、58年8月に資格を喪失するまでの期間、国民年金保険料を納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月に国民年金の加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間は7か月と短期間であり、申立人が所持する区からの「国民年金資格喪失のお知らせ」はがきにより、申立人が資格喪失手続を行っていること及び58年8月に国民年金の資格を喪失していることが確認でき、申立人は、当該資格喪失がなされる前までの保険料の納付書を受け取っていたと考えられ、申立期間の保険料を納付書により納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、国民年金の納付が終了した平成11年春ごろ、区役所から国民年金の任意加入の保険料の納付書が郵送されたので、その郵送された納付書を使って、1年分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した後は、60歳に到達するまで、国民年金保険料をすべて納付しており、納付年月日が確認できる平成3年度以降9年度の1年間を除き、保険料を前納している上、申立期間は12か月と短期間の1回のみである。

また、申立人は、60歳台前半の老齢厚生年金の相談に行った際に、同時に任意加入の手続を行ったと考えられる上、保険料を納付した時期、納付方法についての申立人の記憶が具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3754

### 第1 委員会の結論

申立人の、昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

私は、自身が経営する理髪店で養女と一緒に働いていた。区の職員が国民年金の加入勧奨に来て、養女と一緒に国民年金に加入し、その後は国民年金保険料を集金に来る区の職員に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、38年12月に国民年金手帳の記号番号が払い出されていることから、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられる上、申立人が居住していた区では、職員により、現年度分の保険料の集金が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3762

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入後、納付書が送られてくれば、必ず国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月以降は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、45年に婚姻後も61年3月まで国民年金に任意加入しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から40年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から40年4月まで

私の父は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付していた。昭和37年8月に婚姻届を出した後、集金人が来るようになり、100円で印紙を買って年金手帳に貼った記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年4月から40年4月までの期間については、申立人は、結婚後、100円で国民年金印紙を買い、年金手帳に貼付していたことなどを具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年9月から37年3月までの期間については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、妹も20歳から2年間未納であるなど、父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から40年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年9月までの期間、57年1月から同年3月までの期間及び60年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から同年9月まで  
② 昭和57年1月から同年3月まで  
③ 昭和60年4月から同年6月まで

私は、会社を退職直後の昭和47年11月ごろに市役所で国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所や金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年8月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ3か月と短期間である上、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人が保険料を納付していたとする妻の保険料は納付済みであり、納付日が確認できる昭和49年4月から53年3月までの保険料はすべて夫婦同一月に納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成元年3月までの期間、平成元年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月から平成元年3月まで  
② 平成元年7月及び同年8月

私の妻は、私の国民年金の加入手続をし、さかのぼって国民年金保険料を納付してからは、きちんと保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は合わせて8か月と短期間である上、申立期間前後の期間を通じて申立人の職業及び住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成元年3月までの期間及び平成元年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月から平成元年3月まで  
② 平成元年7月から同年9月まで

私は、国民年金の加入手続をし、さかのぼって国民年金保険料を納付してからは、きちんと保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月以降、60歳になる平成12年8月まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は合わせて9か月と短期間である上、申立期間前後の期間を通じて申立人及び配偶者の職業及び住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

私は、昭和49年に夫の国民年金保険料をさかのぼって郵便局で分割納付し、その後、夫が満額の年金を受け取れることを知って、私の保険料も夫と同じようにさかのぼって分割納付した。さかのぼって保険料を納め終わった時、「納め終わりましたよ。」と言われたのを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は当初から強制加入期間である。

また、国民年金の手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人が保険料を分割納付したとされる申立人の夫は、第2回特例納付により、昭和49年8月からほぼ毎月1回定期的かつ計画的に保険料を分割納付していることが確認できる上、申立人は、夫の保険料の分割納付を始めた後に自身の保険料の分割納付を始め、数か月間は二人分の保険料をさかのぼって納付し、その後は自身の保険料だけをさかのぼって納付していたと詳細かつ具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3770

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から59年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から59年7月まで

私は、昭和51年10月に国民年金に任意加入して以降、第3号被保険者へ種別変更するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の国民年金保険料が納付済みである。また、申立期間当時の保険料を納付書により納付したとする申立人の説明は、申立期間当時に申立人が居住する区の保険料の収納方法と合致している上、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、申立期間当時開設され保険料の収納事務を行っているなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年6月まで  
② 昭和39年4月から41年3月まで

私は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間前後の期間の国民年金保険料が納付済みである上、申立人の所持している国民年金手帳の納付記録に基づき当該期間に近接する昭和42年1月から同年3月までの保険料が平成19年6月に未納から納付済に訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、保険料の納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3772

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年5月まで

私は、区から納付勧奨のはがきをもらい、申立期間の国民年金保険料を区の支所で印紙により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間当初の昭和36年4月に払い出されており、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している。また、印紙で納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法に合致しており、納付したとする区の支所は、申立期間当時開設され、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年12月まで  
私は、昭和51年に国民年金に任意加入し、自宅に来ていた集金人に、付加保険料を含む国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月に国民年金に任意加入して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間前後の期間の保険料を納付済みであり、申立期間直前の期間の保険料については付加保険料を含めて納付していることが確認できる上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所に変更はなく、申立人の夫も引き続き職業に就いており、生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月及び同年5月  
② 昭和48年4月から同年9月まで  
③ 昭和49年7月

私は、妻と一緒に、申立期間①及び②の国民年金保険料を特例納付により納付し、申立期間③を含む免除期間の保険料も、妻と一緒に追納したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、当該期間直後の申請免除期間の国民年金保険料を追納していることが確認できる上、申立人と一緒に申請免除期間の保険料を追納したとする申立人の妻は、当該期間を含む申請免除期間の保険料を納付済みであり、当該期間は1か月と短期間であるなど、申立人の当該期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、第2回特例納付により納付したとする金額に関する記憶が曖昧であり、第2回特例納付を行った時点では、特殊台帳によると申立期間①は国民年金の無資格期間であったと考えられ、申立期間②は特例納付の対象期間外である上、時効により保険料を納付することができない期間である。また、一緒に当該期間の保険料を特例納付したと説明する申立人の妻も、特例納付をした時点では、当該期間の保険料が未納であったことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から48年12月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料を、納付書により金融機関でさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、その大部分を前納している。また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和49年時点では、第2回特例納付が実施されており、申立人は特例納付するに至ったいきさつを明確に憶えている上、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、当時開設され、第2回特例納付の保険料の収納業務を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3787

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで  
私は、夫婦一緒に国民年金に加入して以降、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月から65歳になる平成13年1月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人が保険料を一緒に納付していたとする夫は申立期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 51 年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 51 年 4 月から同年 11 月まで

私は、市の集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 3 か月及び 8 か月とそれぞれ短期間である。また、申立人が申立期間の保険料を市の集金人に納付したとする方法は、申立人が申立期間当時に居住していた市の納付方法と合致しており、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から同年12月までの期間、57年1月から58年3月まで期間、平成2年11月及び同年12月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年10月から同年12月まで  
② 昭和57年1月から58年3月まで  
③ 平成2年11月及び同年12月

私は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き付加保険料を含め国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間①及び③については、当該期間はいずれも短期間であり、申立人が当時居住していた区では、付加保険料を含めた保険料額の納付書を作成していたとしており、申立人は当該納付書を引き続き受け取っていたものと考えられるなど、付加保険料のみが未納となっていることは不自然である。さらに、申立期間②については、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人が金融機関で納付書により保険料を納付したとする納付方法は、申立人が当時居住していた区の申立期間当時の納付方法と合致している上、申立人が保険料を納付したとする金融機関は当時開設されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3790

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年3月まで  
私は、60歳になるまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。また、国民年金手帳に印紙を貼ってもらったとする納付方法は、当時、申立人が居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付していたとする区の出張所は、申立期間当時に保険料の収納を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年11月まで  
私の夫は、市役所で国民年金保険料の納付記録を確認した際に、未納と指摘された期間の保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、昭和50年1月から60歳になる平成4年12月まで付加保険料も納付している。また、申立人の夫が保険料をさかのぼって納付したとする金額は、申立期間の夫婦二人分の保険料を第2回特例納付で納付した場合の保険料額におおむね一致している上、夫はさかのぼって納付した際の保険料額は、未納であった申立期間当時の金額ではなく納付時点の金額であったと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3797

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年11月まで

私は、市役所で国民年金保険料の納付記録を確認した際に、未納と指摘された期間の保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、昭和50年1月から60歳になる63年1月まで付加保険料も納付している。また、申立人が保険料をさかのぼって納付したとする金額は、申立期間の夫婦二人分の保険料を第2回特例納付で納付した場合の保険料額におおむね一致している上、申立人はさかのぼって納付した際の保険料額は、未納であった申立期間当時の金額ではなく納付時点の金額であったと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から同年9月まで

私は、顧問税理士から勧められて国民年金に加入し、その後は転居の都度手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和47年4月以降は、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立期間前後の期間の保険料は納付期限内に納付されていることが確認でき、申立期間についても納付書を受け取っていたものと考えられることなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

私は、昭和54年から55年ごろ、区役所から届いた特例納付の勧奨通知書に従って、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を未納3か月分の保険料と併せて一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和54年から55年ごろは、第3回特例納付の実施期間中であり、申立人が第2回特例納付の際に強制加入期間として把握されていなかった申立期間の保険料について、第3回特例納付で納付するよう区役所から勧奨されていることが、申立人から提出された通知書により確認できる上、当該通知書の裏面には、申立人が記載したとする納付済みとのメモ書きが見られる。

また、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、第2回特例納付の際に時効等により納付できなかった昭和48年4月から同年6月までの保険料について、第3回特例納付で納付された記録が納付者リストにより確認でき、その際、申立人が併せて納付したとする申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで  
私の妻は、昭和54年から55年ごろ、区役所から届いた特例納付の勧奨通知書に従って、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を未納3か月分の保険料と併せて一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和54年から55年ごろは、第3回特例納付の実施期間中であり、申立人が第2回特例納付の際に強制加入期間として把握されていなかった申立期間の保険料について、第3回特例納付で納付するよう区役所から勧奨されていることが、申立人から提出された通知書により確認できる上、当該通知書の裏面には、申立人の妻が記載したとする納付済みとのメモ書きが見られる。

また、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、第2回特例納付の際に時効等により納付できなかった昭和48年4月から同年6月までの保険料について、第3回特例納付で納付された記録が納付者リストにより確認でき、その際、申立人の妻が併せて納付したとする申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、区役所の窓口で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への2回の切替手続をいずれも適切に行っている。また、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間後の期間の保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間後の昭和44年4月から同年6月までの保険料は、申立人が所持していた年金手帳の検認印により、平成20年4月に未納から納付済みに記録訂正されているなど、行政側において、申立人に係る保険料の納付記録の管理が適正に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

また、申立期間直後の昭和44年6月の保険料は、申立人が所持していた領収証書により、平成19年7月に未納から納付済みに記録訂正されているなど、行政側において、申立人に係る保険料の納付記録の管理が適正に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3808

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から48年11月まで  
私は、昭和47年6月に区役所出張所で国民年金の加入手続をし、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が国民年金に加入した直後に納付したとする金額は、昭和47年6月の保険料額と一致している上、申立人は、その翌月から保険料額が変更されたこと、48年12月に転居する前に別の国民年金手帳を所持していたことを具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年12月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から14年1月までのうちの5年間  
私は、平成4年12月の婚姻及び転居を契機に、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をした。申立期間のうち、約5年間は国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間のすべての保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年12月から5年4月までの期間については、申立人は、4年12月の婚姻及び転居を契機に、国民年金保険料の納付を再開したと説明しており、記録上も、それ以前には長期間不在者として管理されていたが、当該期間は不在記録が解消されている。また、申立人は、4年12月に婚姻の届出及び国民健康保険の加入手続をしていることが確認できるなど、申立人が婚姻を契機に国民年金保険料の納付を再開したとする説明に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成5年5月から14年1月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、当該期間は再度、不在者として管理されていることが確認できる上、当該期間の後半の時期は事業経営が悪化し、保険料を納付できなくなったと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年12月から5年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3817

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から54年3月まで

私は、最初の会社を辞めてからしばらくして国民年金に加入し、国民年金保険料を納付書により銀行で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行って以降、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。また、申立人は、申立期間当時居住していた区への転入届の提出を昭和51年4月に行っていたことが確認できることから、申立期間の納付書が申立人に送付されていたと考えられ、申立人が当該期間の保険料を納付書で銀行へ納付していたと説明する内容と一致していたことが認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで  
② 昭和48年1月から同年3月まで

私の父親は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①については、父親が保険料を納付してくれ、申立期間②については、自分で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間はそれぞれが短期間である。

申立期間①については、申立人の両親も自身の保険料を納付済みであり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年10月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である。また、申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化が見られないことなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から38年1月まで

私の母親は、昭和36年に、私の国民年金加入の手続をし、両親が私の国民年保険料を支払っていた。後日、両親から年金手帳を渡されたとき、1年半ぐらいの期間の納付済みの青い丸いスタンプの領収印が押してあるのを見た覚えがある。手帳は紛失してしまったが、申立期間が未納であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前に申立人の国民年金手帳を両親から渡され、同手帳に検認印が押してあるのを見たとき具体的に説明しており、申立人の姉も、両親が申立人の保険料を納付していたと証言するなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当初旧姓で昭和37年4月ごろに当時の住所地で払い出されたことが確認でき、申立人が昭和39年に転居した際に、転居先の住所地において、当該手帳記号番号による転入者台帳整理カードは作成されていたことが確認できるにもかかわらず、社会保険庁が管理するオンライン記録では欠番とされているなど、行政側において、申立人にかかる国民年金被保険者資格記録の管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで  
② 昭和54年1月から同年3月まで

私は、夫の勤めていた会社が倒産して夫が独立したとき、友人や知人に勧められて、夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ3か月と短期間である上、当該期間前後の期間は国民年金保険料は納付済みであり、申立期間①については、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に変化は見られず、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

申立期間②については、一緒に保険料を納付していたとする夫は、当該期間の保険料を納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和46年3月に夫婦連番で払い出されており、申立人が所持する昭和48年以降の国民年金保険料の領収書により夫婦二人分の保険料が同一日に納付されていることが確認できるなど、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 3821

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、勤めていた会社が倒産して独立したときに友人や知人に勧められて、妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、当該期間前後の期間は国民年金保険料は納付済みである。また、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に変化は見られず、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA会における申立期間の資格取得日は昭和20年9月26日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は100円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月26日から21年4月1日まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、昭和21年4月1日から加入記録があったが、それ以前のA会に船員として所属していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、B校を昭和20年9月25日に卒業した直後にA会に採用され、自宅待機した後、同年12月28日から22年6月30日まで、戦車揚陸艦に乗船していたので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人と同じくB校卒業後、A会に採用され、申立期間に船員保険の加入記録がある複数の同期生の証言及び申立人の具体的な勤務に関する説明等から、申立人は、昭和20年9月25日にB校を卒業し、翌26日にA会に船員として採用され、自宅待機で予備船員であった期間を経て、同年12月28日から、戦車揚陸艦に乗組船員として乗船していたことが認められる。

また、申立人の船員保険の加入記録を保管する社会保険事務局のA会所属のC社の船員保険被保険者名簿を確認したところ、全ての被保険者について、船員手帳番号欄、氏名欄、生年月日欄、職務欄及び標準月額欄等に記載はあるものの、同名簿における最も重要な記録の一つである資格取得日欄及び資格喪失日欄の記載は無く、不自然である。

当該被保険者名簿の備考欄には、5名ないし20名おきに昭和21年4月1日もしくは、同年8月1日等の日付が記載されており、申立人の記録をみると、同欄に日付の記載は無いが、直上の被保険者の同欄には、昭和21年4月1日

が記載されており、当該日付は、申立人の社会保険庁のオンライン記録における資格取得日と一致している。これについて、社会保険事務局では、当該被保険者名簿には、資格取得日の記載が申立人を含めて、被保険者全員に無いことから、申立人については、直上の被保険者の備考欄に記載されている日付（昭和21年4月1日）を資格取得日としたものと考えられるが、その根拠や妥当性については、不明であるとしている。さらに、当該被保険者名簿では、申立人を含め被保険者全員の資格喪失日の記載が無いため、資格喪失日を確認できない。このため、A会所属のC社の被保険者名簿に係る社会保険事務局の記録管理は適正とは言い難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務局のA会の船員保険被保険者名簿における、申立人の船員保険の資格取得日に係る記録は有効なものと認められず、複数の同期生の証言及び申立人の明確な記憶から判断し、事業主は昭和20年9月26日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じくB校卒業後、A会に採用され、申立期間に船員保険の加入記録がある同期生の給料額から100円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月31日から同年9月1日まで  
② 昭和34年1月1日から同年1月31日まで  
③ 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、B社に勤務していた期間のうちの申立期間①、C社に勤務していた申立期間②及びA社に勤務していた期間のうちの申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。

3社とも、それぞれの申立期間には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、A社の業務を継承しているD社から提出された人事記録から、申立人は、A社及びC社に継続して勤務（昭和40年6月1日付けでA社からC社に出向）し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間③の標準報酬月額については、昭和40年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失届の誤りがあったものと思うとしていること及び事業主が資格喪失日を昭和40年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務

所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、申立人は、B社に当該期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は昭和49年12月3日に解散しており、また、同社の事業主及び経理担当者の所在は不明であり、さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所のB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、いずれも所在が不明又は連絡が取れないことから、これらの者から、申立人の勤務の状況及び同社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、社会保険事務所のB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、整理番号の欠番や申立人の記録の訂正箇所も無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

申立期間②については、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、昭和34年2月1日に全喪しており、また、同社の事業主の所在は不明であるが、連絡が取れた当時の経理担当者2名に、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立期間②に勤務していたか否かは記憶に無く、申立人の厚生年金保険の加入状況については覚えていないとしている。

また、申立人は、C社における当時の同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所のC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認でき、連絡が取れた8名の従業員に、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、そのうち5名は、申立人のことを記憶しておらず、残り3名は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立期間②に勤務していたか否かは記憶に無く、申立人の加入状況及び同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては分からないとしている。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社本社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に、申立期間②のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正するとともに、申立期間①の標準報酬月額を6万円、申立期間②の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①は明らかでないと認められ、申立期間②は履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月21日から同年9月1日まで  
② 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和40年5月1日に入社してから、昭和41年9月1日の本社からC事業所への異動等を経て、D本部で58年3月31日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間①及び②についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和40年5月1日から58年3月31日まで、A社に継続して勤務し（昭和40年9月1日付けでA社本社から同社C事業所へ異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和41年7月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、B社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人は、A社を昭和58年3月31日付けで退職していたことが認められる。

また、B社は、同社では、月末退職の場合は、雇用保険の記録どおり、翌月1日に厚生年金保険の資格の喪失手続を行っており、申立期間②当時も同様に行っていたはずであり、社会保険事務所及び厚生年金基金の記録からみると、当時のA社の届出に係る事務処理誤りの可能性は否定できないとしている。このため、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間②の標準報酬月額については、昭和57年10月の社会保険事務所の記録から41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失届の誤りがあったものと思うとしていること及び事業主が資格喪失日を昭和58年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月1日から45年4月14日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得の記録を44年2月1日、資格喪失日を45年4月14日とし、当該期間の標準報酬月額を44年2月から同年9月までは3万円、同年10月から45年3月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から46年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社は、大学を卒業して初めて就職した会社であり、社会保険にも加入していた。同社における申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月1日から45年4月13日までA社に勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同期入社であると記憶している8名の同僚には、すべて厚生年金保険の被保険者としての記録があり、しかも、その被保険者期間は、雇用保険の被保険者期間と一致する。そして、当該8名の同僚は、いずれも申立人が同期入社であったとしている。また、当該同期入社8名の同僚のうち、1名は同社の申立期間当時の給料支払明細書(昭和44年9月及び45年3月分)を保管しており、自分が厚生年金保険料を控除されていたのだから、同じ仕事をしていた申立人も保険料を控除されていたはずだと供述している。そし

て、当該給与支払明細書では、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除が確認できる。

以上のことから、申立人は、昭和44年2月から45年3月までの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和44年2月から45年3月までの標準報酬月額については、当該期間に係る同僚の標準報酬月額の記録から、44年2月から同年9月までは3万円、同年10月から45年3月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る昭和44年2月から45年3月までの保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の被保険者名簿に欠番が見当たらないことから申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、資格の取得届及び喪失届のいずれの届け出の機会においても社会保険事務所が申立てに係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和44年2月から45年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和43年4月1日から44年1月31日まで及び45年4月14日から46年8月1日までの期間については、申立人は、同社において雇用保険の記録が無い。

さらに、同社は、既に廃業しており、また、当時の事業主は、既に死亡しているため、同社及び事業主から申立人の当時における勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

そこで、申立人が記憶していた同僚及び社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人の昭和43年4月1日から44年1月31日まで及び45年4月14日から46年8月1日までの期間における勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等については、不明としており、これらを確認することができない。また、上記のとおり、当時の社会保険事務担当職員は、同社は、厚生年金保険と雇用保険の資格の取得と喪失はセットで行っていたと供述している。そして、このことは、雇用保険への加入が確認できる複数の同僚の厚生年金保険と雇用保険の加入期間が一致していることから、申立人は、当該期間に厚生年金保険料を控除されていないものと推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間については、申立人が、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月1日から48年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年12月1日、資格喪失日を48年7月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月11日から48年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和47年10月11日から48年7月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

そして、申立人が記憶している当時の複数の同僚のうち、昭和47年12月21日から厚生年金保険の加入記録がある一人の同僚は、申立人がA社に入社した時期は知らないが、自分が入社したとき、申立人は、既に同じ部署で勤務していたと供述している。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、同社の昭和47年の忘年会について、同社の役員及び申立人の上司は、忘年会の開催場所や出席した著名人等の点において、申立人と同じ内容の供述をしていることから、申立人は、この忘年会に出席していたと認められる。

さらに、申立人は、昭和48年6月末までA社に勤務した後、約1か月間友

人の仕事を手伝い、同年8月上旬からは別会社に勤めたものであり、同社には少なくとも同年6月末までは勤務していたと主張している。この事実経過の説明は、具体性があり、かつ、昭和48年9月17日まで厚生年金保険の加入記録がある上記同僚とは別の一人の同僚が、申立人は、自分とほぼ同じころに同社を退職したと供述していること及び、同年8月6日に別会社において申立人の資格取得の届出がなされていることとも符合し、信憑性も認められる。

これらのことから、申立人が申立期間のうち、昭和47年12月1日から48年7月1日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

加えて、当時の役員は、従業員はすべて正社員であり、全員社会保険に加入させていたとしている。

また、申立人が記憶していた同僚について、上記同僚を含むほぼ全員に同社における厚生年金保険の被保険者記録が存在することから、申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月1日から48年7月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、A社で申立人と同様の業務に従事していた者の標準報酬月額の記録から判断すると、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社における事業が既に廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出されているはずであるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人の資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年12月から48年6月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年10月11日から同年12月1日までの期間については、A社は、既に事業を廃止しており、当時の事業主の連絡先は不明であることから、同社及び事業主から申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人のことを記憶している上記同僚を含む複数の者は、申立人がいつごろからA社に勤務していたかまでは記憶にないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から昭和47年10月11日から同年12月1日までの期間に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周

辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうちの、昭和47年10月11日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年9月1日に、資格喪失日に係る記録を38年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、31年9月から32年9月までは5,000円、同年10月から34年9月までは6,000円、同年10月から35年9月までは7,000円、同年10月から37年9月までは9,000円、同年10月から38年8月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から38年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間について、加入記録が無いという回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が発行した在籍証明書により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

そして、A社は、申立期間当時、同社では厚生年金保険に従業員全員を加入させるようにしていたことから、申立人についても給与から厚生年金保険料を控除しており、社会保険事務所に申立人の被保険者記録が無いのは、同社において手続を誤ったものであるとしていることから、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、同種の業務に従事していた同僚の標準報酬月額から、昭和31年9月から32年9月までは5,000円、同年10月から34年9月までは6,000円、同年10月から35年9月までは7,000円、

同年10月から37年9月までは9,000円、同年10月から38年8月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得に係る手続において、同社の誤りがあったものであるとしていること及び申立人の被保険者資格の取得及び喪失の届出が提出されていれば、社会保険事務所でその両方の記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所へ申立人の資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年9月から38年8月までの保険料について納入の告知を行っていないことから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年5月18日に、資格喪失日に係る記録を34年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、33年5月から同年7月は9,000円、同年8月から34年6月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月18日から34年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和33年5月18日から34年7月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述のほか、当時のA社の従業員、業務内容等に関する申立人の具体的申立内容から、申立人が申立期間において同社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、A社は、昭和43年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡しているが、同社の事業主の息子が申立期間当時同社に勤務していた者及び上記同僚のうち一人は、同社では、申立期間当時、正社員については、職種の別なく、すべて厚生年金保険に加入させ、その給与から保険料を控除していたと供述している。

そして、申立期間当時、A社に勤務し、同じ業務に従事していたと申立人、上記事業主の息子等が記憶している同僚には、社会保険事務所の記録において、正社員でなかった者を除き、すべて厚生年金保険の被保険者としての記録が確

認できる。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額から、昭和33年5月から同年7月は9,000円、同年8月から34年6月は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見あたらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考えがたいことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年5月から34年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和59年3月3日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、昭和58年8月から59年2月までの標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和50年11月1日から同年12月1日まで  
②昭和58年8月30日から59年3月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうちの申立期間①及びA社に勤務した期間のうちの申立期間②については加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②もそれぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出された給料支払明細書写し及び雇用保険の加入記録から、申立人がA社に当該期間も勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和58年8月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われているところ、申立人については、同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録があるにもかかわらず、同社における被保険者資格の喪失日が同年8月30日とされた上、当該定時決定も取り消されており、しかも、この処理は、同社が適用事業所でなくなった日の約6か月後の59年3月7日に行われている。

そして、A社の被保険者の中には、申立人と同様に、昭和59年3月7日に厚生年金保険の被保険者資格を、A社が適用事業所でなくなった58年8月30日に喪失した旨の処理が行われている者が申立人を除き11名確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A社において昭和58年8月30日に被保険者資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録から、59年3月3日であると認められる。

また、昭和58年8月から59年2月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

申立期間①については、申立人は、B社に昭和50年11月1日から同年11月30日までについても勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人及び複数の従業員は、B社とA社は独立した別々の会社であったと供述しているところ、申立人には、昭和50年11月1日からA社における雇用保険の加入記録が存在することから、申立人が、申立期間①に勤務していたのはA社であり、B社であったとは認められない。なお、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和50年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、B社は、既に事業を廃止しており、当時の事業主も、同社の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、同社及び事業主から申立期間①における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人と同時期にB社からA社に移籍したと申立人が記憶している同僚も、申立人と同じく昭和50年11月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和37年3月6日から38年6月1日までの期間については、申立人の厚生年金保険被保険者記録として未統合のA社（資格取得日は37年3月6日、喪失日は同年5月24日）及びB社（資格取得日は37年5月1日、喪失日は38年6月1日）における被保険者記録が社会保険事務所に存在することが判明したので、当該記録を申立人の厚生年金保険被保険者記録として訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月ころから同年11月5日まで  
② 昭和33年2月15日から同年8月ころまで  
③ 昭和33年8月ころから34年11月ころまで  
④ 昭和34年11月ころから35年7月15日まで  
⑤ 昭和37年3月ころから38年5月ころまで  
⑥ 昭和38年6月ころから39年8月ころまで  
⑦ 昭和40年6月ころから43年3月1日まで  
⑧ 昭和44年5月20日から47年1月31日まで  
⑨ 昭和52年1月25日から53年5月ころまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、C社で勤務した期間のうちの申立期間①及び②、D社で勤務した申立期間③、E社で勤務した期間のうちの申立期間④及び⑤、F社で勤務した申立期間⑥並びにG社で勤務した期間のうちの申立期間⑦、⑧及び⑨の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間も各会社に勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤の昭和37年3月ころから38年5月ころまでの期間については、申立人は、申立期間前に勤務していたE社に継続して勤務していたとしているが、同社の事業主が経営していたA社及びB社の社会保険事務所のそ

それぞれの事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と生年月日が2年余り相違する同姓同名の被保険者記録が確認でき、A社における被保険者の資格取得日は昭和37年3月6日、喪失日は同年5月24日、また、B社における被保険者の資格取得日は同年5月1日、喪失日は38年6月1日と記録され、申立期間とほぼ一致するとともに、この記録は、基礎年金番号に統合されていない。

そして、A社及びB社の当該被保険者名簿から、申立期間⑤当時に両社の被保険者となっている複数の者は、申立人と同姓同名の従業員は他にいなかったと供述しており、E社において被保険者資格を喪失している者で、その後A社又はB社において資格を取得している者が複数名確認でき、そのうちの3名については、申立人と同様に氏名が同じであるものの、生年月日が相違し、未統合となった記録のままであることから、申立人と同姓同名の記録は、申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社及びB社に係る申立人と同姓同名の記録から、昭和37年3月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から38年5月までは2万円であると認められる。

2 申立期間①の昭和32年6月ころから同年11月5日までの期間及び②の33年2月15日から同年8月ころまでの期間については、申立人は、これらの期間もC社においてトラックの積卸し作業に従事していたと申立てている。

しかし、C社は、既に全喪し、同社の事業主は死亡しており、同社及び事業主から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、C社での同僚1名を記憶しているが、既に死亡していることから、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②に同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の同社における当該期間の勤務状況や厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、2名の者から、当該期間に申立人が同社に勤務していたかは不明としている。さらに、同従業員は、同社では、6か月から1年程度の試用期間があり、その間は、厚生年金保険に加入せず、保険料も控除されていなかったとしている。

加えて、上記従業員のうちの1名は、申立人がC社を退職した後はH店に勤務していたとしており、このことについて、申立人は、勤務した期間までは定かではないが、C社を退職してD社に入社するまでの間は、H店において6か月から1年程度勤務していたと供述しており、昭和33年8月ころまではC社に勤務し、同月からD社に勤務したとする申立てと矛盾する。

3 申立期間③の昭和33年8月ころから34年11月ころまでの期間については、申立人は、D社においてダンプカーの運転手として勤務していたと申し

立っている。

しかし、申立期間③のうちの昭和34年4月1日から同年11月30日までについては、社会保険事務所の記録では、I社において厚生年金保険の被保険者となっており、当該期間はD社に勤務していたとは認められない。また、同社は、申立期間③を含め厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、D社の事業主や同僚等の名字のみしか記憶していないことから、これらの者を特定することができず、これらの者から申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

- 4 申立期間④の昭和34年11月頃から35年7月15日までの期間については、申立人は、E社においてブルドーザーの運転手として勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間④のうちの昭和34年11月1日から35年2月1日までについては、社会保険事務所の記録では、I社において厚生年金保険の被保険者となっており、当該期間はE社に勤務していたとは認められない。また、E社は、厚生年金保険の適用事業所となった日が35年1月5日であり、申立期間④のうちの35年1月4日以前の期間については、適用事業所とはなっていない。

そして、E社は、申立期間④当時の人事関係資料等を保存していないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。また、当時の事業主は、同社が適用事業所となるまでの間は、従業員の給与から、厚生年金保険料は控除していないとしている。

さらに、申立人は、E社における上司や同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間④当時に同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、そのうちの1名は、自分は同社に昭和35年3月ころに入社したが、申立人については、その後に入社したはずであるとしている。加えて、当該従業員は、同社には入社後2か月から3か月の試用期間があり、試用期間が経過してから厚生年金保険に加入したとしており、上記被保険者名簿では、同従業員が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、入社から2か月後の35年5月16日となっている。

- 5 申立期間⑥の昭和38年6月頃から39年8月頃までの期間については、申立人は、F社においてブルドーザーの運転手として勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間⑥のうちの昭和38年6月1日から同年8月11日までについてはJ社で、39年3月2日から同年8月

1日までについては、I社においてそれぞれ厚生年金保険の被保険者となっており、各期間はF社に勤務していたとは認められない。なお、このことについて、申立人は、勤務した期間までは覚えていないが、業務の繁忙期に、それぞれの会社に勤務したことがあると供述している。

また、F社は、申立期間⑥当時の人事関係資料を保存していないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

さらに、申立人は、F社での同僚1名の名字のみを記憶しているが、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、同僚の加入記録は見あたらないことから、当該被保険者名簿により申立期間当時に同社で勤務したことが確認できる複数の従業員に、申立人の同社での勤務状況や厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、そのうち1名から、申立人のことは知らないが、同社は建設重機の運搬が主な業務であったことから、申立人のようなブルドーザーの運転手は勤務していなかったとしている。

6 申立期間⑦の昭和40年6月頃から43年3月1日までの期間、⑧の44年5月20日から47年1月31日までの期間及び⑨の52年1月25日から53年5月頃までの期間に、申立人は、それぞれの期間を含めG社においてトラックの運転やクレーンのオペレーターとして勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間⑦のうちの昭和40年6月1日から同年8月1日までについては、社会保険事務所の記録では、I社において厚生年金保険の被保険者となっており、当該期間はG社に勤務していたとは認められない。なお、このことについて、申立人は、勤務した期間までは記憶していないが、業務の繁忙期にI社にも勤務したことがあるとしている。

また、G社は、既に全喪しており、同社の事業主及び当時の社会保険の担当者は既に死亡しており、同社及びこれらの者から申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、G社での同僚2名を記憶しているが、当該2名の同僚は、申立人のことは覚えていたものの、申立人が同社で勤務した期間までは記憶していないとしている。

そこで、社会保険事務所のG社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間⑦から⑨までに同社で勤務していたことが確認できる複数の従業員に、同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱い等について照会したが、そのうちの7名は、申立人を覚えていたが、申立人が申立期間⑦から⑨までの期間に勤務していたかは不明としている。

さらに、申立期間⑨については、上記従業員のうちの1名は、G社では、当時、運転手組合に登録していた者を日雇いで雇い入れた者がおり、この場合、同社における厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

そして、申立人は、申立期間⑨においては、国民年金に加入し、当該期間を含め昭和 52 年 1 月分から昭和 55 年 12 月分まで、その保険料を納付している。

- 7 これらに加えて、申立人の申立期間①から④まで及び⑥から⑨までの期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から④まで及び⑥から⑨までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年8月1日から35年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間に係る資格喪失日（昭和34年8月1日）及び資格取得日（昭和35年7月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年春ころから34年4月1日まで  
② 昭和34年8月1日から35年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び申立期間②の記録が無いとの回答をもらった。これらの期間についても、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和34年8月1日に資格を喪失後、35年7月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に同社で勤務していた複数の従業員に申立人の勤務状況を照会したところ、申立人は、申立期間②当時も自動車運転手として同社に継続して勤務しており、その業務内容及び勤務形態の変更は無かったこと並びに申立期間は、申立人と同様に自動車運転手であった旨の証言をしている。

また、申立期間②当時、A社の8人の従業員が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後再取得していることが確認できるところ、当該8人の従業員のうちの連絡のとれた複数の従業員は、これら8人は自動車整備担当

者であって、この被保険者でない期間は、同社の子会社からの求めに応じ、自動車整備担当者として子会社へ出向していた時期であることから同社において被保険者資格を喪失していること、申立人は、自動車運転手であるため、子会社へ出向していない旨証言しており、さらに、同社においては、これら子会社へ出向していた従業員を除き、従業員全員が、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

加えて、A社の元社会保険事務担当者は、申立期間当時、同社では、入社後一定の試用期間があったが、それを経過すれば厚生年金保険に加入させており、一旦、厚生年金保険に加入すれば、勤務した期間については厚生年金保険料を給与から控除し、厚生年金保険の加入を継続しており、一部の期間加入させず厚生年金保険料を控除しない取扱いをしたことはなく、申立人の場合、申立期間②の以前にも同社に勤務したことがあり、厚生年金保険の加入実績もあることから、申立期間②において、厚生年金保険料の控除があったものと考えられると供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②における標準報酬月額については、申立人の申立期間②前後の記録及び同僚の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年8月から35年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、A社に勤務していた従業員の供述により、申立人が同社に入社した時期は特定できないものの、申立期間①当時も同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に全喪しており、当時の事業主も死亡していることから、同社及び事業主から、申立期間①当時の申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A社の元社会保険事務担当者は、同社では、申立期間①当時、一定の試用期間を設け、その間は、厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。そして、申立人が、自分が入社した昭和33年春ころ、同時期に

A社に入社したと記憶している同僚の厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立人と同様に入社約1年後の34年3月20日に厚生年金保険の資格を取得している。

このため、A社においては、申立期間当時、事業主は、従業員を採用後、相当期間が経過してから厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年10月1日から26年3月12日までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和25年10月1日に、資格喪失日に係る記録を26年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から26年3月12日まで

社会保険事務所に船員保険の加入状況について照会したところ、A社B船に乗っていた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社B船には機関長補佐として勤務し、同船内で同僚と撮影した写真もあり、この同僚には船員保険の加入記録があるので、申立期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社B船内で写した写真で、申立人と一緒にいる同僚は、社会保険事務所の同社に係る船員保険被保険者名簿では、昭和24年8月1日から26年3月12日まで被保険者としての記録がある。

また、当該同僚は、申立人については、自分がB船に乗った昭和24年8月の1年くらい後から、同船に乗ってきたとの記憶があるとしているところ、同船の船長は、申立人とは故郷が同じことから鮮明に記憶しており、申立人は、同船に乗船したのはC港に停泊した25年10月初旬からであり、また、同船には申立人を含み8名が乗船していたと供述している。

そして、当該被保険者名簿には、B船の船長が記憶していた申立人以外の7名すべてに、昭和24年8月1日から26年3月12日までの期間においてA社において被保険者資格を取得した記録がある。また、同社は、当時同社の船に乗りながら船員保険に加入しなかった者はおらず、申立人のみが被保険者資格を取得せず、同船に乗り続けたとすることは考え難く、同船に乗っていた期間は船員保険料を控除したはずであり、社会保険事務所に申立人の被保険者記録

がないのは、届出を誤ったことが考えられるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち昭和 25 年 10 月 1 日から 26 年 3 月 12 日までの期間については、事業主により申立人の船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、職務内容が同一であった同僚の社会保険事務所の記録から、3,500 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は誤りを認めていることから、社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、昭和 25 年 10 月から 26 年 2 月までの期間にかかる保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 24 年 8 月 1 日から 25 年 10 月 1 日までの期間については、船長及び同僚は、当該期間に B 船に乗船していたことを記憶していないとしており、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

また、申立人の当該期間に係る船員保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月1日まで

社会保険事務局に船員保険の記録を照会したところ、昭和20年4月1日から8月まで、A社が所有するB船舶に乗船した期間の記録がないとの回答をもらった。20年1月からC会の訓練を受け、卒業後の同年4月から同船舶が触雷により座礁した8月まで乗船していたことは間違いないので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C会の訓練を受けた後、昭和20年4月から同会のB船舶（A社所有）に乗船したと申し立てしているところ、申立人が保管していたD市立E小学校の学籍簿により、20年1月25日から同会の訓練を受けていることが確認できる。また、申立人が同船での業務内容や触雷による座礁及びその後の監視業務から帰宅に至るまでの状況を詳細かつ具体的に記憶していること、その供述に信憑性<sup>びよう</sup>があることを同会の同僚が証言していること及び申立人が同船に乗船していたと記憶している同僚2名に申立期間の20年4月1日から同年9月1日までの船員保険に係る加入記録が社会保険庁のオンライン記録にあることから、申立人が申立期間において同船に乗務していたことが推認される。

一方、社会保険事務局のC会に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、上記オンライン記録がある同僚2名のうち一人は、申立期間の当該被保険者名簿に加入記録が無く、また、もう一人については、資格取得日が当該被保険者名簿では昭和20年4月24日となっているところ、オンライン記録では同年4

月 1 日となっている上、資格喪失日を当該被保険者名簿で確認することができない。さらに、申立人が 21 年 4 月 1 日から同会で船員保険被保険者資格を取得したことは同会に係る被保険者名簿で確認できるが、社会保険事務局は、上記名簿は、高級船員の被保険者名簿であることから、同日以前に下級船員の被保険者記録があるのが通常であり、同日が船員保険における初めて被保険者になった日とは考え難いとしていることから、B 船舶に乗船していた船員に係る社会保険事務局の記録管理は適正とは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る C 会における船員保険の記録は、同会の B 船舶において乗船が一緒であった同僚の記録から、資格取得日に係る記録を昭和 20 年 4 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 9 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から 60 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和23年1月1日から24年5月14日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を23年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、23年1月から同年7月までは600円、同年8月から同年12月までは3,600円、24年1月から4月までは5,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月10日から24年5月14日まで  
② 昭和24年6月19日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①の始期である昭和21年6月10日に同社に再入社し、申立期間②の期間を含めて61年1月まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和21年6月10日から24年5月14日までの期間については、A社の同僚の証言及び申立人の供述から判断すると、申立人は、始期は不明だが、23年1月1日から24年5月14日までの期間は、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が申立人と同様にA社に再雇用されたと記憶している同僚2名は、社会保険事務所の記録では、同社が再度の厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年1月1日に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。さらに、申立人及び社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で申立期間①当時に厚生年金保険の加入記録がある従業員は、申立期間当

時、15名ほど従業員がいたと供述しているところ、社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数とほぼ一致していることから、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち昭和23年1月1日から24年5月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、同期間の標準報酬月額については、社会保険事務所における同社の同世代の従業員の記録から、昭和23年1月から同年7月までは600円、同年8月から同年12月までは3,600円、24年1月から同年4月までは5,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうちの昭和21年6月10日から23年1月1日までの期間及び申立期間②の24年6月19日から同年8月1日までの期間については、社会保険事務所の記録では、A社は、いずれの期間も厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、すでに全喪しており、当時の事業主も死亡しているため、同社及び当該事業主から申立人の当該期間における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間前後に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、いずれも死亡又は連絡がとれないため、これらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間①のうち昭和21年6月10日から23年1月1日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち昭和21年6月10日から23年1月1日までの期間及び申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1900

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年6月1日から同年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を61年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月1日から61年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、B社に勤務した昭和60年12月1日から61年8月1日までの期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いなく、証拠として当時の雇用保険被保険者離職票を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった雇用保険被保険者離職票等により、申立期間のうち、昭和61年1月21日から同年7月31日までの期間については、申立人が、B社に勤務していたことが認められる。

そして、B社の親会社であるA社の申立期間当時の事業主に照会したところ、申立期間当時、同社では、関連会社の従業員については、雇用保険は、それぞれの関連会社で加入させていたが、厚生年金保険は、関連会社のうちに適用事業所となっていなかったB社のような会社の場合、当該会社での勤務状況をみて、A社において加入手続を行っていたと供述している。

そこで、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時にB社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、4名の従業員が、同社では入社後に3か月ないし4か月程度の試用期間を設け、当該期間経過後に厚生年金保険に加入させていたと記憶している旨供述しており、また、これらの従業員が入社したとする日から社会保険事務所の同社に係る事業所別被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日まで

の期間を見ると、いずれも3か月ないし4か月程度となっていることが確認できる。このため同社では、申立期間当時、採用した従業員等について、入社してから3か月ないし4か月経過後に厚生年金保険に加入させるという取扱いを行っていたことが推認され、申立人についても、昭和61年1月21日に雇用保険の被保険者となっており同日以降勤務していることが確認できることから、約4か月の試用期間を経て、同年6月1日には厚生年金保険に加入したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和61年6月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

また、申立期間のうち昭和61年6月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額については、61年8月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和60年12月1日から61年1月21日までの期間については、B社における申立人の雇用保険の加入記録が無いことから、申立人が、雇用保険被保険者資格を取得した61年1月21日以前の当該期間に、B社に勤務していたことを確認することができない。

また、その後の昭和61年1月21日から同年6月1日までの期間については、申立人は、雇用保険の加入記録により、B社に勤務していたことは認められるものの、上記のとおり、厚生年金保険の被保険者でなかったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間のうち昭和60年12月1日から61年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち昭和60年12月1日から61年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1901

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成15年3月24日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成13年4月から15年2月までの標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月21日から15年3月24日まで

社会保険事務所に照会を行ったところ、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成13年4月21日との回答をもらった。実際は15年3月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

源泉徴収票、医療機関の領収書及び法人登記簿の記録により、申立人が申立期間の平成13年4月21日から15年3月24日までの期間にA社に継続して勤務していたことが推認できるが、社会保険事務所の記録では、13年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人については、平成13年10月及び14年10月の標準報酬月額の定時決定の記録が一旦記録されているものの、当該記録は、15年3月24日に取り消されるとともに、同日付けで厚生年金保険の資格喪失日が13年4月21日とされているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由が見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人について、平成13年4月21日に資格を喪失した旨の処理は有効なものと認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が申立人に係るさかのぼった資格喪失の処理を行った15年3月24日であると認められる。

また、平成13年4月から15年2月までの標準報酬月額については、取消前の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

## 東京厚生年金 事案 1907

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、19年3月5日であったと認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年9月までは70円、同年10月から同年12月までは120円、また、昭和19年1月及び同年2月については130円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年3月5日まで

昭和17年5月1日にA社B工場から同社本社に転勤になったが、本社で工員として勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。年金手帳の「初めて被保険者となった日」には17年2月1日と記載されており、加入記録があるはずなので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人については、A社B工場の健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）において、昭和17年2月1日に被保険者資格を取得し、同年5月1日に資格を喪失している記載があり、また、C県に所在する同社本社の被保険者名簿においては、17年5月1日に被保険者資格を取得し、19年1月1日付けまでの標準報酬等級の適用に係る記載がある。

上記のA社B工場及び本社の被保険者名簿に記載されている被保険者資格の得喪に係る記録は、申立人が供述し、また、同社も認めている、昭和17年5月1日付けで同社B工場から同社本社に異動したとする申立人の申立期間当時の転勤の状況と一致している。また、申立人は、昭和19年3月5日に召集されるまで当該事業所に勤務していたと供述しており、このことは、申立人に対して、同日からの期間を対象とした共済年金加入に係る軍人恩給が支給さ

れていることから確認できる。

しかしながら、A社本社の被保険者名簿をみると、上記のとおり、申立人についての記載は、昭和17年5月1日付けの被保険者資格の取得と、その後の18年及び19年の標準報酬月額算定に係る記載がなされているにもかかわらず、労働者年金保険ノ記号番号及び申立人の氏名を含めて、すべて記載が二重線で取り消され、社会保険事務所職員のものと思われる印が押されており、また、資格喪失日欄には資格喪失日の記載が無い。なお、備考欄には「援護局」と読み取れる記載があるが、この記載の意味するところを、同被保険者名簿を管理する社会保険事務所及びB県の援護恩給担当に照会したが、不明である。

さらに、上記の被保険者名簿の記載内容について事情を確認すべく、社会保険庁が管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下、「旧台帳」と言う。）を入手したところ、申立期間に係る旧台帳は無く、一方、A社B工場における資格取得日が昭和17年2月1日、資格喪失日が同年5月1日と記載されている旧台帳、また、申立人が申立期間の後に19年6月10日に同社本場で再び資格取得している旧台帳はあるものの、①後者の旧台帳については、同じ内容の旧台帳が2枚存在しているとともに、これら2枚とも資格喪失日の記載が無く、②前者の旧台帳と後者の旧台帳に記載されている記号番号は相違しており（6桁の番号の百の位の数字が異なっている。）、さらに、③前者の旧台帳に記載の番号から社会保険庁の記録を照会すると、申立人に係る記録が確認できるものの、後者の旧台帳に記載の番号から社会保険庁の記録を照会すると、申立人とは別人の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険庁及び社会保険事務所における申立人に係る労働者年金保険の記録管理が不適切であったものと認められることから、申立てに係るD株式会社本社の労働者年金保険被保険者の資格取得日を昭和17年6月1日とし、資格喪失日を昭和19年3月5日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、当該被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載から、昭和17年6月から18年9月までは70円、18年10月から同年12月までは120円、また、昭和19年1月及び同年2月については130円とすることが妥当である。

## 東京厚生年金 事案 1909

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和21年8月1日、資格喪失日は22年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日を訂正することが必要である。

なお、昭和21年8月から同年12月までの標準報酬月額は600円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から22年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社の厚生年金保険加入記録が昭和22年8月1日から23年1月1日までである旨の回答をもらった。しかし、22年8月26日からB社に入社し厚生年金保険の資格がある。A社の厚生年金保険加入記録が1年間違っているのを訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間の昭和21年8月1日から22年1月1日まで勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人には、申立期間と1年相違した昭和22年8月1日資格取得、23年1月1日資格喪失の記録が確認できるとともに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、22年8月26日に資格取得、23年4月1日資格喪失の記録があり、22年8月26日から23年1月1日までの申立人の厚生年金保険被保険者記録は、A社とB社とで被保険者期間が重複していることが確認できる。

しかし、申立人のA社における同僚の供述から、申立人は、昭和21年8月1日から22年1月1日まで同社に勤務していたことが認められる。一方、B社の人事記録から、申立人が、昭和22年8月26日から同事業所に勤務していたことが確認できる。そして、申立人のそれぞれの事業所における業務内容から判断すると、申立人が、昭和22年8月26日から23年1月1日までの期間

において、両事業所に同時に勤務していたとは考え難い。

また、申立人と同時期にA社に入社したとする従業員も、社会保険事務所の記録では、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和22年8月1日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格については、取得日は昭和21年8月1日、喪失日は22年1月1日であると認められる。

また、昭和21年8月から同年12月までの標準報酬月額については、上記22年8月1日から同年12月までのA社における記録から、600円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 1 日から 33 年 10 月 6 日まで  
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 36 年 2 月 16 日まで  
③ 昭和 42 年 6 月 16 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社で勤務していた申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録はあるが、脱退手当金が支給されており、また、C社に勤務していた申立期間③については、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①及び②については、脱退手当金を受給した記憶がないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間③については、その前後の期間を含めてC社に勤務しており、同社を退職後、再度、同社に就職したことはないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、脱退手当金の支給対象となる最終事業所（B社）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年9か月後の昭和37年11月29日に脱退手当金の支給決定がなされており、事業主が、代理請求したとは考え難い上、支給されたとする額は、法定支給額と341円相違している。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定がなされたとされる日から約3か月後に別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることか

ら、その当時、継続して勤務する意思があったことがうかがえ、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立期間③については、申立人に係るC社における雇用保険の加入記録から、申立人が、昭和40年12月26日から43年5月25日まで、当該期間も同社に勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、申立人は、同社において、昭和41年1月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42年6月16日に資格を喪失した後、同年10月1日に、同社において、再度、資格を取得しており、申立期間③に係る被保険者記録が無い。

そして、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失の届出及び再取得の届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料の納入告知を行っていないと考えられるところ、仮に、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた場合には、事業主は、申立期間③に係る社会保険事務所からの毎月の納入告知額と従業員の給与からの控除保険料額及び事業主負担の保険料額の合計額とが合致しないことに気づくはずである。事業主が、10人程度の事業所であるにもかかわらず、4か月の期間にわたり、このような事態に気づかず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

また、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1923

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月1日から同年8月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。しかし、同社には、昭和26年4月1日から63年6月30日まで継続して勤務していたので、申立期間においても被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の「社員異動履歴証明書」及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務し（昭和39年7月1日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係るA社B支店における資格取得日を誤って昭和39年8月1日と届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る39年7月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月1日から52年4月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失年月日に係る記録を52年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、48年4月から同年10月までは5万6,000円、48年11月から52年3月までは7万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から52年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についても、A社に継続して勤務しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の昭和48年4月1日から52年5月1日までの期間については、申立人が保有しているA社の清算人が発行した在籍証明書及びA社の当時の申立人の上司の証言から、申立人は、当該期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された国民年金手帳及び社会保険事務所の国民年金被保険者台帳により、申立人は、昭和52年8月1日に、申立期間を含む45年11月から52年3月までの国民年金保険料の還付を受けていることが確認できる。そして、この国民年金保険料の還付期間のうち、少なくとも、昭和45年11月から48年3月までの期間については、申立人は、社会保険事務所のオンライン記録等において、A社における厚生年金保険の加入記録が確認できることから、当該期間の国民年金保険料の還付は、厚生年金保険との重複加入を理由として行われたものであると認められる。

この国民年金保険料の還付について、社会保険事務所では、当時、申立人の国民年金保険料の還付請求に基づき、他の公的年金への加入状況等の合理性、妥当性を検証した結果、申立人が、昭和45年11月1日から52年4月1日まで、厚生年金保険に加入していたことを確認し、還付を決定したとしている。

一方、申立人は、申立期間において、共済組合等に加入した経歴が無く、上記のとおり、A社に勤務していたことが確認できることから、申立人の場合、申立期間の厚生年金保険の加入記録があることを社会保険事務所において確認したことが、国民年金保険料の還付理由と考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日については、国民年金保険料の還付記録から判断すると、事業主は、申立人が昭和52年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所で行っていたと認められる。

また、昭和48年4月1日から52年4月1日までの標準報酬月額については、申立人の申立期間直近の標準報酬等級から、48年4月から同年10月までは5万6,000円、48年11月から52年3月までは7万6,000円とすることが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和52年4月1日から同年5月1日までの期間については、社会保険事務所は、同年8月1日の申立人への国民年金保険料の還付手続の際に、社会保険事務所及び事業主は、申立人が、同年5月1日にA社における厚生年金保険の資格を再取得した旨の手続の際に、申立人が被保険者でないことを確認したものと考えられるとしている。

このため、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和52年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和41年8月18日から同年9月12日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（同年8月18日）及び資格取得日（同年9月12日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和23年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：①昭和41年8月18日から同年9月12日  
②昭和43年10月31日から44年6月1日

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②については、それぞれA社及びB社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和41年3月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月18日に資格を喪失後、同年9月12日に同社において再度資格を取得しており、同年8月18日から同年9月12日までの申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、A社に勤務し、申立期間①当時、申立人と所属部署も仕事内容も同様であった複数の同僚は、申立人が申立期間①において同社に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かったと供述している上に、雇用保険の加入記録からも、申立人は申立期間①を含め同社に継続して勤務していることが確認できる。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、同社が

適用事業所となつてから適用事業所でなくなるまでの間に、申立人のほかに被保険者期間が欠落している従業員はほとんどおらず、同僚及び申立人が記憶している申立期間①当時に申立人と所属部署が同じ従業員には、申立人を除く全員に申立期間①内の記録があることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立期間①前後の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年8月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②の昭和43年10月31日から44年6月1日については、申立人は、当該期間もC社の系列会社であるB社に勤務していたと申し立てているところ、申立人から提出された昭和42年のクリスマスパーティーの写真から、申立人が同年12月においてC社又はその系列会社3社（B社、D社及びE社）のいずれかに在籍していたことは推認できる。

しかし、C社は、申立期間②当時の同社又はその系列会社に関する資料等を保有していないことなどから、申立人が申立期間②にB社等に勤務していたことを確認することができないとしている。

また、D社で給与計算事務を担当していた従業員は、「C社の系列会社間の異動は、同社の社長の一存で行われていたので、隣で働く同僚でさえ、どの系列会社の従業員なのかわからなかった」と供述しており、同社の従業員の一人は、「同社の社長の独断での決定が多く、社員間でも待遇が異なることがあり、厚生年金保険に加入させたり、加入させなかったりしていた」としている。

そして、社会保険事務所の記録では、C社の系列会社であるF社が適用事業所でなくなった昭和43年10月31日と同日に申立人と同様にF社における被保険者資格を喪失した者を3人確認できるところ、そのうち一人は、同社を離職してから1か月後に、もう一人は、6か月後に、いずれもD社で資格を取得し、これら二人は、F社から他の系列会社に移る際、空白期間が生じている。なお、残りの一人には、同日以降の系列会社における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、公共職業安定所の記録では、申立期間②のうち、昭和 43 年 10 月 31 日から 44 年 2 月 28 日までの期間については、雇用保険の加入記録が無い。また、申立期間②のうち、昭和 44 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日までの期間については C 社の系列会社である E 社で、同年 5 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間については C 社で、それぞれ申立人に係る雇用保険の加入記録があり、当該期間に B 社に勤務していたとは認められない。なお、E 社は、社会保険事務所の記録では、申立期間②において適用事業所としての記録がなく、また、C 社は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の同社における資格取得日は、昭和 44 年 6 月 1 日であることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所へ行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年6月1日、資格喪失日を47年1月1日に訂正することが必要である。

なお、昭和46年6月から同年12月までの標準報酬月額については、資格取得時の3万9,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月1日から47年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和46年6月1日から47年6月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の上司の供述により、申立人が申立期間のうち、昭和46年6月1日から同年12月末までの期間に同社において勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険の被保険者として同年6月1日に資格を取得していること、また、当該被保険者名簿の備考欄には、「取得取消」と記載されていることが確認できる。

このことについて、社会保険事務局は、「被保険者名簿の備考欄について判読を試みた結果は、「6.2削除」と思われるところ、削除であれば、6月2日に厚生年金保険被保険者資格取得届を受付、同日付けで削除したと考えられる。この場合、事業主から6月1日に資格取得した者のうちに、退職するという者がいる等の理由で取得取消処理の連絡があり、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の表題部分に赤字で取得取消の表記をした上、該当する者の

氏名を記載した届書を社会保険事務所に提出し、社会保険事務所は同日付けで受理したと考えられる。」としている。しかし、申立人は、資格取得日が昭和46年6月1日と記載されたA社に係る厚生年金保険被保険者証を所持しており、社会保険事務局の説明するように同年6月2日に当該被保険者資格取得届を受け付けて、同日に取り消したのであれば、被保険者証の発行手続や交付までの期間を考慮すれば、当該被保険者証が申立人に交付されたとは考えられず、社会保険事務局の当該説明に合理性がない上、申立人は、上記のとおり、同日から同年12月末まで継続して同社に勤務していたと認められることから、当該取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、昭和46年6月1日に申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。そして、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日については、上記上司の供述等から判断すると、47年1月1日とすることが妥当である。

なお、昭和46年6月から同年12月までの標準報酬月額については、被保険者名簿により確認できる標準報酬月額の等級の記載から、3万9,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和47年1月1日から47年6月1日までの期間については、A社は、申立期間当時の同社の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していた期間は分からないとしている。

また、申立人は、A社における上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、同社に係る被保険者名簿から、当該期間当時に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人の従業員は、昭和47年1月の時点で、申立人は同社に勤務していなかったとしており、上記のとおり、上司は、申立人は46年12月末に辞めたと思うと供述している。そして、そのほかの者は、申立人のことを記憶していなかった。

さらに、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和47年1月1日から47年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年9月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年3月1日であったと認められることから、申立人に関する厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月27日から21年3月1日まで

昭和19年9月27日から21年2月28日までA事業所に勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の記録が無い旨の回答をもらった。繰上卒業証明書及び正八位の位記等を添えるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録により、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述及び同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A事業所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録がないことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、

被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立て期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てにかかる厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 9 月 27 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 21 年 3 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から5年1月まで

私の国民年金の加入手続は、私の父が行い、国民年金保険料は両親又は私自身が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当初の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の一部の保険料を納付していたとされる申立人の父親は、加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の交付を受けた記憶はないと説明しているなど、申立人及び申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時において申立人が居住していた市及び所管社会保険事務所では、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も確認できないなど、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から55年9月まで

私は、昭和53年1月ころに、近隣の友人の勧めで国民年金に任意加入し、国民年金保険料を集金人に納付していた。54年8月に転居した際にも、住所変更手続と集金による保険料納付の継続を集金人に依頼し、保険料の納付を続けていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立期間直後の昭和55年10月に任意加入しているが、任意加入の保険料は制度上加入した月の分から納付できるものであり、さかのぼって納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号は、昭和55年10月ごろに払い出されているが、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立人が居住していた市及び所管社会保険事務所において、申立期間当時に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も確認できないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から48年3月まで

私は、昭和47年3月に会社を退職して間もなく、区役所で国民年金の加入手続をし、同時に申立期間の国民年金保険料を窓口で一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である上、47年3月時点で申立期間の保険料を納付するには、47年3月分の保険料は現年度納付で、48年度分の保険料は前納で納付しなければならないが、申立人は前納制度を利用したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成2年3月まで  
私の国民年金は、私が大学生で20歳のころ、母が加入手続をし、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたとする母親は、加入手続及び保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が平成9年の基礎年金番号導入以前に国民年金に加入していた記録は確認できない上、申立人及び母親は、申立期間当時に年金手帳を受領、所持していた記憶はないと説明しているなど、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から54年3月まで

私の国民年金は、私が大学生の20歳のころに、母が加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時、大学生であったことから、制度上、国民年金に任意加入していなければ保険料を納付することはできないが、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたとする母親は、加入したと説明する時期における加入手続及び保険料の納付金額、納付方法等の納付状況に関する記憶が不明確である。また、申立人の二人の兄も、20歳から厚生年金保険に加入するまでの大学生であった期間は、いずれも国民年金に未加入で保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年5月ごろに払い出されており、母親は、さかのぼって保険料を納付した記憶はなく、申立期間当時の国民年金手帳の受領、所持等についての記憶が不明確であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年8月までの期間及び43年9月から44年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から43年8月まで  
② 昭和43年9月から44年12月まで

私は、日本国籍を取得した昭和39年7月ごろに、市役所で国民年金の加入手続をして以降、納付書により市役所等で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期等の加入手続及び保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が不明確であるとともに、申立期間当時の保険料の納付方法は、印紙検認方式であったが、申立人は、印紙検認により納付した記憶はないと説明している。また、申立人は、昭和39年7月ごろに国民年金の加入手続をしたと主張するが、申立人が所持する国民年金手帳によると、46年10月20日発行と記載されていること、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳の受領、所持等に関する記憶が不明確であること及び申立人の特殊台帳によると、申立人は、47年3月15日に、さかのぼって納付可能な期間である45年1月からの保険料を納付していることが確認できることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の被保険者名簿及び払出簿等によると、昭和46年10月ごろに払い出されており、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から59年9月までの期間及び61年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から59年9月まで  
② 昭和61年4月から平成元年3月まで

私は、国民の義務を果たしてきており、免除期間以外はすべて保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び納付金額、納付場所、納付した者等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、申立人は、当該期間後の昭和59年12月ごろに国民年金手帳が払い出されていることが確認できるが、当該期間中に居住していた四市及び当該四市を管轄する三社会保険事務所において、申立人の加入及び納付の記録が確認できないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間中に居住していた市には、昭和62年10月25日に申立人と面談した記録が保存されており、当該記録の標題が「未納通知書送付の拒否について」であることが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もみあたらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月及び同年 3 月

私は、申立期間の国民年金保険料を昭和 55 年 2 月 12 日に金融機関で納付した。申立期間の保険料を還付された憶えがないので、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証により、厚生年金保険加入期間と重複する申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、還付整理簿には、申立人の氏名、住所、還付理由、還付金額及び還付期間が明確に記載されており、申立期間の保険料は、昭和 56 年 3 月 31 日に還付決定され、同年 4 月 18 日に支払いと記載されている上、還付・充当・死亡一時金等リストの記録とも一致しており、当該記載内容に不合理な点は見当たらないなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3739

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付方法等の状況に関する記憶が曖昧であり、当時の保険料の納付に関する説明内容が変遷するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から同年10月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書により区役所で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立人が納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が申立期間当時に居住していた区における納付方法と合致しないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3741

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和40年に3年間さかのぼって国民年金保険料を納付できると言われ、申立期間の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び納付方法に関する記憶が曖昧である上、制度上時効期間の2年を超えてさかのぼって保険料を納付することはできない。また、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年4月に、申立期間直後の保険料を過年度納付したと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の手帳記号番号の払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3746

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から平成3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から平成3年4月まで  
私は、会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行い納付書に現金を添えて近くの銀行で保険料を納付した。申立期間が未加入で保険料が未納であることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金への再加入手続き及び納付したとする保険料の金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の所持する国民年金手帳には、最初の昭和51年4月からの国民年金加入期間に係る被保険者資格得喪の記録は記載されているが、62年5月からの申立期間に係る被保険者資格得喪の記録は記載されていない。また、申立人は、昭和63年11月10日に老齢厚生年金の受給権を取得しており、制度上、当該受給権取得後の国民年金への加入は任意となることから、当該受給権取得時にあらためて国民年金に任意加入することも可能であるが、申立人はあらためて任意加入したことはないと説明するなど国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から46年3月まで

私は、結婚して1, 2年が過ぎたころ、長女を背中におぶって区役所の出張所で国民年金の加入手続をした。手続後は義母が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする義母から当時の納付状況を聴取することができないため、保険料の納付状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和48年4月ごろに払い出されており、当該払出後の同年6月に時効期間内の46年4月以降の保険料を納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の手帳記号番号の払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない時期であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月

私は、昭和40年に会社を退職し、翌年3月に店を開業し、夫婦で国民年金に加入した。私の国民年金保険料は元妻が納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする元妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の納付状況が不明確である。また、元妻は、平成6年6月に、厚生年金保険との重複加入を理由として、納付した保険料の還付を受けているが、当該還付の対象期間は昭和41年4月から42年3月及び43年4月から46年2月までの期間であり、申立期間は還付の対象とされていないなど、申立人の元妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで

私の妻は国民年金に加入した際、区役所職員に未納期間の国民年金保険料を納めることができると言われ、私達夫婦の保険料をさかのぼって約2万円納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻が納付したとする昭和45年9月は、第1回特例納付の実施期間内であるが、納付したとする金額は、申立人夫婦のそれぞれの申立期間分、その後の過年度分及び現年度分の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付で納付した場合の金額と大きく相違するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から39年3月まで

私の国民年金保険料は、当時住み込みで働いていた会社の事業主が納付してくれていた。就職時に、私の国民年金の加入手続や保険料の納付をしてくれる約束をしたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務先の事業主が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする勤務先の事業主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の保険料の納付状況等が不明確である。また、申立期間当時、事業主夫婦は、国民年金に未加入であり、一緒に働いていた事業主の長男は、保険料が未納であるなど、申立人の勤務先の事業主が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が当時居住していた区を管轄する社会保険事務所の申立期間の前後1年間を含む期間の国民年金手帳記号番号払出簿に、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月、同年3月、39年1月から同年6月までの期間、41年2月、42年6月から43年12月までの期間、44年1月から同年6月までの期間、44年7月から47年3月までの期間及び47年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月及び同年3月  
② 昭和39年1月から同年6月まで  
③ 昭和41年2月  
④ 昭和42年6月から43年12月まで  
⑤ 昭和44年1月から同年6月まで  
⑥ 昭和44年7月から47年3月まで  
⑦ 昭和47年7月から同年9月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫と一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付金額及び納付場所等の納付状況及び厚生年金保険から国民年金保険への切替手続に関する記憶が曖昧である上、申立人の夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、申立期間の保険料を特例納付で納めた記憶は無いと説明している上、申立人の夫は、第2回特例納付をするまでは、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年1月まで

私の伯母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の伯母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる伯母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、伯母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を主人の分も含めて私が一緒に第2回特例納付をした。主人の保険料は納付済みとなっているのに、自分の分の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立期間の保険料の納付方法等に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人は第2回特例納付によりそれまでの期間の保険料すべてを納付したと説明しているが、申立人が第2回特例納付により昭和47年7月から48年3月までの保険料を納付していることは確認できるが、その後、第3回特例納付により申立期間直後の41年1月から同年3月までの保険料を納めており、これにより60歳到達時まで保険料を納付すれば受給資格期間を満たすことが可能になったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和38年4月から41年3月まで

私は、国民年金保険料を納付するのが国民の義務と思い、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は、町役場で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入時期、納付方法及び納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立期間①については、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和37年11月時点では、過年度納付が可能な期間であるが、過年度分の保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。また、申立期間②については、申立人の妻は昭和38年4月から39年2月までは厚生年金保険加入期間であり、その後の昭和39年3月から41年3月までの期間は保険料未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から49年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、母が納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況等が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年7月まで

私は、短大を卒業後、父が経営する会社に入社してから退職するまで、会社の近くの金融機関で父から手渡された納付書により、国民年金保険料を毎月納付していた。国民年金の加入手続については、会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金への加入を勧めていた父が、行ってくれたのだと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとする申立人の父親からは当時の状況を聴取することができないため、当時の状況等が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年4月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶がないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から平成元年7月まで

私は、昭和62年3月ごろ、妻と一緒に未納期間の国民年金保険料を納めるために、最寄りの社会保険事務所で説明を受けた。その後、市役所で夫婦ともに国民年金への加入手続を行い、あわせて保険料の納付も行った。妻は、さかのぼった期間である昭和61年1月から納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、納付した保険料額等についての記憶が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年8月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から同年10月まで

私は、申立期間については失職していたので、厚生年金保険から国民年金への切替手続をした記憶がある。国民年金保険料については、納めたと思われる領収書を持っている。この領収書には明細が記されていないが、この領収書に記載されている金額に申立期間の保険料が含まれているはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料の納付金額等の納付状況に関する申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人が所持し、保険料の領収書であるとしている「郵便振替払込金受領証」について、当該受領証に記載されている口座番号は「税金の分納誓約された滞納者専用口座であり、国民年金保険料を払い込むことはできない」と市では説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人には国民年金に加入した記録がなく、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年5月まで

私は、昭和46年ごろ、老後のことを考え国民年金に任意加入し、昭和61年4月に国民年金の第3号被保険者となるまで、郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の任意加入の手続を行った時期及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年6月に国民年金に任意加入することで払い出されていることから、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から8年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から8年8月まで

私の夫は、私が平成4年7月に会社を退職後、私の国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料を納付し続けてきたと思っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、任意加入手続及び保険料の納付をしていたとする夫は、国民年金の任意加入手続及び保険料の納付時期に関する記憶が不明確である。また、申立人は平成4年7月に会社を退職後、老齢厚生年金を受給しており、申立期間は国民年金の任意加入期間である上、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間後の8年9月30日に国民年金に任意加入していることが記載されており、当該任意加入時点では、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできないなど、夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から40年3月まで

私は、20歳になった昭和36年に母から私の国民年金の加入手続をしたと聞いた。母は、それ以降私の国民年金保険料を納めてくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人と国民年金手帳の記号番号が2番違いで払い出されている兄も当該期間の保険料が未納であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年1月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から56年3月まで

私は、区役所から送付された納付書で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、夫婦二人が一緒に国民年金に加入したとする昭和53年1月時点では、申立人の夫は厚生年金に加入しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和56年7月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3774

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から56年3月まで

私の妻は、区役所から送付された納付書で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、夫婦二人が一緒に国民年金に加入したとする昭和53年1月時点では、申立人は厚生年金保険に加入しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和56年7月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3775

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年1月まで

私は、20歳の時に国民年金に加入して以降、厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人の妻は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3776

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、一括して納付したとする保険料の額の記憶が曖昧である上、申立期間当時婚姻していた妻も、申立期間の保険料が未納であるなど、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年8月までの期間及び43年8月から45年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から42年8月まで  
② 昭和43年8月から45年9月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私が母に渡す生活費の中から、母が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年10月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの期間及び39年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年6月まで  
② 昭和39年4月から43年3月まで

私の妻は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の妻は、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間直後の保険料を昭和47年5月にさかのぼって納付していることが確認できるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私の国民年金は、夫が加入手続をし、国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料については、集金人に納付したはずだと夫から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとされる夫は、当時の加入手続、保険料の納付方法、納付時期等についての記憶が不明確であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年8月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私の国民年金については、義母が夫の分と一緒に加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとされる義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年6月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から40年3月まで

私は、区役所か社会保険事務所の人が自宅に来た時に、未納分の国民年金保険料を一括で納付すれば年金を満額受給できると言われ、手元にあった現金で保険料を一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付時期、納付額、納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであり、国民年金手帳の昭和36年度の印紙検認台紙は契印を押した後に切り取られている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から当時の保険料の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年12月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、国民年金手帳の昭和36年度の切り取られた印紙検認台紙に押された割印をもって保険料を納付していたと説明しているが、当該割印は保険料納付の有無にかかわらず、検認台紙を切り離したことの確認として押印されているものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3785

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年9月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、当初は集金人に、途中から納付書で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の自身の保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、妻も申立期間の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3791

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から44年3月まで

私は、国民年金保険料の免除申請をしたことはなく、申立期間の保険料を納付していた。申立期間の保険料が申請免除とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が記憶する保険料額は申立期間の保険料額と相違している上、保険料を一緒に納付していたとする元夫も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から55年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から55年3月まで

私の申立期間を含む昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料は、義父が前納で納付しており、領収書も所持している。社会保険事務所は、私が申立期間当時は海外に居住していた等の理由で、申立期間の保険料を還付したと説明しているが、私には還付を受けた記憶が無く、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を所持しているものの、申立期間のうち、申立人が海外に在住していた昭和54年5月から同年12月までは、国民年金の適用除外とされる期間であったため、制度上、国民年金に加入できない期間であり、帰国後の申立期間の一部を含む55年1月から同年4月までは、同年5月に国民年金に任意加入するまでは未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができないことから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、申立人の還付・充当・死亡一時金等リストには、申立人への還付期間、還付金額、還付年月日及び還付事由が記載されており、これらの記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から51年12月まで

私は、昭和53年から55年ごろに区役所から国民年金保険料の一括納付の勸奨を受けて、国民年金の加入手続を行い、保険料約50万円をさかのぼって一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、さかのぼって保険料を納付したとする期間の記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年2月時点では、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付することが可能であったが、申立人が納付したとする金額は、申立期間と第3回特例納付等により納付済みとなっている期間の保険料を納付した場合の金額と相違する上、第3回特例納付等で納付済みとなっている期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年6月まで

私は、結婚後、集金人に国民年金保険料の未納があることを知らされ、二回に分けて未納期間の保険料を過年度納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、二回に分けて集金人に保険料を過年度納付したと説明しているが、申立人の所持する国民年金保険料現金領収証書により、申立期間直後の昭和37年7月から38年3月までの期間並びに39年2月及び3月の保険料を39年10月2日に納付していることが確認できるものの、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、当該納付日以外の納付時期等についての記憶が曖昧である。

また、申立期間の保険料を過年度納付した時に居住していたとする区では、出納員による過年度分の未納保険料の戸別徴収は、3月時点の被保険者台帳により作成された未納者カードに基づき、当該年の9月から10月に実施されていたことが確認でき、申立人が申立期間の保険料を出納員に納付するには、昭和38年3月時点で当該区に居住している必要があったが、申立人は、当該時点には当該区に居住していなかったなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年6月までの期間、50年7月から52年4月までの期間、52年5月から54年3月までの期間、55年4月から56年12月までの期間、57年6月から61年12月までの期間及び63年4月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から50年6月まで  
② 昭和50年7月から52年4月まで  
③ 昭和52年5月から54年3月まで  
④ 昭和55年4月から56年12月まで  
⑤ 昭和57年6月から61年12月まで  
⑥ 昭和63年4月から平成元年2月まで

私は、国民年金に加入以来、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金への加入手続、保険料の納付場所等についての記憶が曖昧である。また、申立人の保険料の納付に<sup>あいまし</sup>関与していたという母親及び知人に照会を行ったが、申立人が保険料を納付していたことについての記憶が不明確であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年5月時点では、申立期間①の大部分は保険料を納付できない期間であり、49年8月ごろ申立人が居住していた区で住所は異なるが申立人と同姓同名、同生年月日の者の手帳記号番号が払い出されているものの、保険料納付の記録もなく、申立

人に別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から平成2年1月まで  
私の父は、私が家業の専従者となった昭和57年1月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の父親は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年3月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から53年3月まで

私は、区役所から国民年金に関する通知が来たので、昭和55年6月に国民年金の加入手続をし、未納だったすべての期間の国民年金保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である。また、昭和36年4月から47年10月までの期間及び53年4月から55年3月までの期間の保険料が第3回特例納付及び過年度納付により納付されていることが確認できるが、申立人は、国民年金に加入した55年時点で、特例納付及び過年度納付をしなければ年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために特例納付及び過年度納付をしたと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年7月までの期間、50年8月から同年12月までの期間、53年12月から54年12月までの期間及び55年6月から56年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年7月まで  
② 昭和50年8月から同年12月まで  
③ 昭和53年12月から54年12月まで  
④ 昭和55年6月から56年5月まで

私は、昭和48年4月以降は、厚生年金保険の資格喪失がある度に、自身で国民健康保険と国民年金の加入手続を必ず一緒に行い、国民健康保険料と併せて申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間は、いずれも平成元年6月に記録の整備を行ったことにより未加入期間から未納期間となったものであることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、当該記録の整備が行われた時点では、申立期間は、いずれも時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年1月までの期間及び38年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年1月まで  
② 昭和38年7月から40年3月まで

申立期間①については、私の父親が私の国民年金保険料を納付してくれて  
いたはずであり、申立期間②については、私自身が保険料を納付していたは  
ずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続を行った記憶が無いと説明している上、申立人自身が国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の父親（平成4年死亡）から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、申立期間②については、申立人は、自身で保険料を納付していたと説明しているが、納付金額、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人及び申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人及び申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年12月時点では、申立期間①の全期間及び申立期間②の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3807

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から55年3月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続を行い、その際に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の夫（平成14年死亡）から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、昭和54年6月に国民年金の資格を喪失し55年4月に国民年金へ任意加入しており、当該任意加入時点では、制度上、申立期間の保険料はさかのぼって納付することができないなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から平成 4 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から平成 4 年 11 月まで

私は、昭和 50 年ごろ、友人と一緒に国民年金に任意加入してからずっと友人と一緒に毎月 10 日ごろに、市役所支所に行き、国民年金保険料を納付していた。60 歳になった後も引き続き加入し、友人が 62 歳で辞めた後も、私は 65 歳の誕生日まで保険料を納めていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、60 歳になった後に国民年金の任意加入手続をした記憶が無いと説明しており、最後に納付したとする金額も、当時の保険料額と異なっている上、申立人が 60 歳以降と一緒に保険料を納付していたと説明する友人は、自身が 60 歳になるまで保険料を納付したと説明しており、記録上も 60 歳で資格を喪失していることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から53年3月まで

私は、昭和49年ごろに国民年金に加入した。最初の年の国民年金保険料は分割して納付し、次の年からは1年分の保険料を一括して納付した。夫の転勤で転居した先の市でも保険料を納付していたが、転居前の市に戻ってから市役所で納付書の発行をお願いしたところ、新しい手帳が交付された。それ以前に所持していた手帳は誤って捨ててしまったが、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、転居時に国民年金の住所変更手続きを行った記憶が無いと説明している上、申立期間の保険料を納付していたとする金融機関の出張所は、申立期間の約10年後の昭和59年6月に開設されたことが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和53年5月に国民年金に任意加入していることから、任意加入前の申立期間はさかのぼって保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私たち夫婦は、退職金の代わりに国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により市役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である上、転居前の区で保険料を納付していた記憶が無いと説明しているなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、妻は、別の年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私たち夫婦は、退職金の代わりに国民年金に加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により市役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である上、転居前の区で保険料を納付していた記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 3814

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

私は、母親から「国民年金に加入したから」と告げられたことを記憶している。母親が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている弟も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から平成6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から平成6年1月まで  
私は、亡くなった夫にすべて任せていたので覚えていないが、結婚後、夫が私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたと思う。本当に自分の記録が無いのか確認したい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、申立人はこれまで自身の年金手帳を見たことは無いと説明している上、夫も、国民年金の加入記録は無いなど、夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から同年 7 月までの期間及び 56 年 6 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、免除申請及び追納していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月から同年 7 月まで  
② 昭和 56 年 6 月から同年 10 月まで

私は、会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間当時はいずれも失業中で経済的に苦しかったため、それぞれ国民年金保険料の免除申請の手続きを行い、数年後に追納した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請及び追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を追納したとする金額に関する記憶が<sup>あいまい</sup>いずれも曖昧であるなど、申立期間の保険料が免除申請及び追納されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 5 年 12 月時点では、申立期間は時効により免除申請及び保険料を追納することができない期間であり、申立人は上記手帳以前に別の手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請及び追納していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月1日から26年5月1日まで  
② 昭和37年9月1日から39年1月11日まで  
③ 昭和39年8月から同年9月1日まで  
④ 昭和42年1月20日から同年9月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①、B社に勤務していた期間のうちの申立期間②並びにC社に勤務していた期間のうちの申立期間③及び④の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社には昭和25年3月から31年3月末まで、B社には昭和37年9月から39年8月末まで、C社には昭和39年8月から42年9月まで、それぞれ継続して勤務していたので、申立期間①から④までの期間についても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に当該期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間①当時の従業員や社会保険に関する資料等を保有していないことなどから、申立期間①当時の申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできないとしている。

また、申立人は、A社における同僚3名の氏名を記憶しており、そのうち連絡が取れた1名に、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、申立人が、同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立期間①に勤務していたか否かは記憶に無く、また、同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては分からないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認でき、連絡が取れた5名の従業員に、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、そのうち4名は、申立人のことを記憶しておらず、残り1名は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立期間①に勤務していたか否かは記憶に無く、また、同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては分からないとしている。

- 2 申立期間②については、申立人は、B社に当該期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、平成9年4月30日に全喪しており、また、同社の事業主は既に死亡しているが、連絡が取れた当時の経理担当者に、申立人の申立期間②における勤務の状況及び厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立人のことを記憶しておらず、同社における当時の厚生年金保険の取扱い状況についても記憶に無いとしている。

また、申立人は、B社における同僚1名の氏名を記憶しており、当該同僚に、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立期間②に勤務していたか否かは記憶に無く、また、同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては分からないとしている。

そこで、社会保険事務所のB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認でき、連絡が取れた4名の従業員に、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、そのうち2名は、申立人のことを記憶しておらず、残り2名は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立期間②に勤務していたか否かは記憶に無く、また、同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては分からないとしている。

- 3 申立期間③及び④については、申立人は、C社に当該期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、昭和54年7月1日に全喪しており、また、同社の事業主は既に死亡しているが、連絡が取れた当時の経理担当者に、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立期間③及び④に勤務していたか否かは記憶に無く、申立人の厚生年金保険の加入状況については覚えていないとしている。

また、申立人は、C社における同僚1名の氏名を記憶しており、当該同僚に、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立期間③及び④に勤務していたか否かは記憶に無く、また、同社における当時の厚生年金保

険の取扱いについては分からないとしている。

そこで、社会保険事務所のC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③及び④当時に厚生年金保険に加入していることが確認でき、連絡が取れた9名の従業員に、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、そのうち5名は、申立人のことを記憶しておらず、残り4名は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立期間③及び④に勤務していたか否かは記憶に無く、また、同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては分からないとしている。

- 4 さらに、社会保険事務所のA社、B社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、整理番号に欠番や申立人の記録に訂正箇所も無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人の厚生年金保険の当該期間に係る標準報酬月額  
の記録の訂正を認めることはできず、また、申立期間②については、申立人  
が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたこ  
とを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成4年3月1日から6年4月1日まで  
②平成6年4月1日から7年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、代表  
取締役として勤務したA社における申立期間①の標準報酬月額が、給与から  
控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していること、また、同  
社に勤務した申立期間②の加入記録がないことが判明した。同社では、自分  
の標準報酬月額の変更を届け出た記憶は無く、申立期間①において社会保険  
事務所に厚生年金保険料を支払った小切手の控えがあるので、申立期間①の  
標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②については、  
同社における被保険者資格喪失日が平成6年4月1日となっているが、平成  
7年4月30日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったこ  
とを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録では、申立人が代表取締役を  
勤めていたA社は、平成6年3月31日に全喪しており、また、その7日後の  
6年4月7日に、申立人の4年3月から6年3月までの標準報酬月額は、53  
万円であったものが8万円に訂正されたことが確認できる。

また、申立期間②については、申立人は、A社の代表取締役として、当該期  
間も同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立ててい  
る。

しかし、同社は、社会保険事務所の記録では、平成6年3月31日に全喪し

ており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人については、社会保険事務所の記録では、当該全喪日と同じ平成6年3月31日に被保険者資格を喪失し、その後、同年4月13日には健康保険証が回収されていることが確認できる。

一方、申立人は、平成5年ないし6年当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、このことは、同時期に同社に勤務していた複数の経理担当者等従業員の供述からも確認できる。

そして、申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の見直し並びに申立期間②に係る同社の全喪処理及び申立人の資格喪失処理について、これらの届出を社会保険事務所に提出した記憶はなく、社会保険事務所が勝手に行ったか、又は、もし、同社が当該届出を提出していたとすれば、同社の経理担当者が勝手にやったことであると主張している。また、申立人は、申立期間①について、社会保険事務所に厚生年金保険料を支払った小切手の控えを保有していることから、当該期間について、標準報酬月額が53万円に相当する厚生年金保険料を納付していたはずであるとしている。

しかし、当時の経理担当者は、同社では当時厚生年金保険料を半年ぐらい滞納していた記憶があるが、その滞納保険料の処理について、自分は一切関与しておらず、代表取締役である申立人が行っていた旨の供述をしている。

そして、申立人が小切手により支払ったとする厚生年金保険料の金額は、当該小切手の控えから、申立期間①における同社に係る厚生年金保険料の一部に過ぎないことが確認できる。また、当該小切手の控えに延滞金との記載があることから、上記のとおり、同社が、申立期間①当時保険料の支払いに苦慮していたことも確認できる。

このため、申立人の標準報酬月額の減額処理、同社の全喪処理及び申立人の厚生年金保険の資格喪失手続について、代表取締役である申立人が、知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該行為の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間①については、申立人の厚生年金保険の当該期間に係る標準報酬月額の記録の見直しを認めることはできず、また、申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 8 月 3 日まで  
② 昭和 35 年 7 月 6 日から 38 年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 44 年 4 月 1 日から 54 年 1 月 1 日まで  
④ 昭和 54 年 4 月 1 日から平成 6 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）C工場に勤務した期間のうちの申立期間①及び②、D社に勤務した申立期間③並びにE社に勤務した申立期間④について加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間において、それぞれの会社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の昭和 34 年 4 月 1 日から同年 8 月 3 日までの期間については、申立人は、同年 4 月 1 日からA社C工場に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の後継会社であるB社の勤労厚生業務を担当するF社は、申立人のA社C工場における申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し及び同社の保管している社会保険台帳の写しでは、社会保険事務所の記録と同様に、申立人のA社C工場での厚生年金保険の資格取得日は、昭和 34 年 8 月 3 日となっていることから、申立人は申立期間①において被保険者となっておらず、その給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考えられないとしている。

また、社会保険事務所のA社C工場に係る被保険者名簿から申立人と同日に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、入社後一定期間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を事業主により自身の給与から控除されていなかったと

している。そして、このことは、当該同僚に係る厚生年金保険の資格取得日が、同社に入社したとする時期から1年程度経過した後であることから確認できる。

申立期間②の昭和35年7月6日から38年11月1日までの期間については、申立人は同年10月31日まで継続してA社C工場に勤務していたと申し立てている。

しかし、F社は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写し及び同社の保管している社会保険台帳の写しでは、社会保険事務所の記録と同様に、申立人のA社C工場での厚生年金保険の資格喪失日は昭和35年7月6日となっているところ、申立期間②当時、A社では、関連企業に異動もしない限り、在職中であるにもかかわらず、資格喪失の手続を行うことはないことから、申立人は同年7月5日にA社C工場を退職しており、申立期間②には勤務をしていなかったはずであるとしている。

また、申立人は一人の同僚を記憶していたが、連絡先が不明であるため、社会保険事務所のA社C工場に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はおらず、A社C工場における申立人の勤務の状況等について確認することができない。

2 申立期間③の昭和44年4月1日から54年1月1日までの期間については、申立人は、D社に勤務していたと申し立てている。

しかし、D社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、公共職業安定所の記録において、雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立期間③当時、D社が存在したことは確認できるが、同謄本に記載された役員等とは連絡がとれず、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は上司や同僚等を記憶していないため、これらの者から、D社における申立人の勤務の状況等について確認することができない。

3 申立期間④の昭和54年4月1日から平成6年4月1日までの期間については、E社に係る登記簿謄本及び定款から、申立人が同社に代表取締役として勤務していたことは認められる。

しかし、E社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

このことについて、申立人は、E社が厚生年金保険の適用事業所となった旨の届出を行った記憶は無いと供述しているところ、同社が申立期間④に厚生年金保険の適用事業所となっていないにもかかわらず、代表取締役である申立人が、自らの給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えられない。

また、申立人は、申立期間④のうち、昭和 55 年 2 月 21 日から平成 6 年 4 月 1 日までの期間については、国民健康保険に加入し、その保険料を納付している。

- 4 加えて、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 21 日から 39 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 39 年 2 月 29 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の同社の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人に対し、申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について確認するため、文書及び電話により繰り返し照会したものの、返事や応答がなく、これらのことを確認することができなかった。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、申立人のことを記憶しているものの、申立人が申立期間も勤務していたか否かについては記憶にないとしており、そのほかの者は、申立人のことを記憶していなかった。

さらに、申立人からは、当初、申立期間の厚生年金保険料の控除を証明する資料として、申立期間の一部である昭和 38 年 10 月、11 月及び 12 月の給与明細書写し並びに申立期間外である同年 1 月及び 2 月の給与明細書写しの提出があつたが、同年 1 月と同年 11 月分の給与明細書写しを比較すると、支給額、控除額等が全く同じ金額となっており、数字の筆跡及び印鑑の位置も完全に一

致しており、また、同年 2 月分と同年 12 月分の給与明細書写しを比較した場合も同様の状況が認められ、さらに、同年 10 月分の給与明細書についても後から数字を書き加えた形跡が認められる。

これらのことから、これら給与明細書写しが真正なものであると認めることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②については加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 3 月 1 日までの期間については、申立人は、A社に昭和 34 年 5 月 1 日から勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に事業を廃止しており、申立期間①当時の事業主も、同社の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人の申立期間①における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶している当時の複数の同僚のうち、連絡先が判明した3人に照会したところ、そのうちの2人は、申立人のことを記憶しているものの、申立人が、いつごろからA社に勤務していたかまでは覚えていないとしており、残り1人は、申立人のことを記憶していなかった。さらに、これらの者のうち1人は、A社では、入社してから一定期間厚生年金保険に加入させない取扱いがあり、その間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

そして、このことは、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時に被保険者であったことが確認できる上記同僚を含む複数の従業員に照会し、同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保

険者名簿における当該複数の従業員の被保険者資格取得年月日とを比較したところ、入社から厚生年金保険の資格取得日までの期間が短い者で1か月程度、長い者では8か月以上あることから、確認できる。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②の昭和35年12月1日から36年4月1日までの期間については、申立人は、36年3月31日までA社に勤務しており、社会保険事務所の記録にある35年11月30日に同社を退社したという事実はないと申し立てている。

しかし、A社は、既に事業を廃止しており、また、当時の事業主も、同社の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、同社及び事業主から申立期間②における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の申立人のことを記憶している同僚二人のうち、社会保険事務所の記録から、申立期間②当てもA社に勤務していたと認められる一人は、申立人が同社で申立期間②も勤務していたか否かについては記憶にないとしている。

そこで、社会保険事務所の保管しているA社に係る被保険者名簿から、申立期間②当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、申立人のことを記憶しているものの、申立人が同社で申立期間②も勤務していたか否かについては覚えていないとしており、そのほかの者は、申立人のことを記憶していなかった。

さらに、申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間のうち、昭和 17 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間は、同年 1 月 1 日施行の労働者年金保険法の適用準備期間であることから、制度上、労働者年金保険の被保険者期間として算入されない。

また、昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 9 月 30 日までの期間は、労働者年金保険法が施行されていたが、同法の適用対象は、工業・鉱業等の事業所に勤務する男子筋肉労働者のみとされていたところ、申立人は、申立期間において研究員助手として勤務していたとしており、A社で研究員として勤務していたと申立人が記憶している上司も、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。これらのことから、申立人は、申立期間のうち、昭和 17 年 6 月 1 日から同年 12 月 15 日までの期間及び 19 年 2 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間は、労働者年金保険の適用除外者であったと認められる。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立期間のうち、昭和 17 年 12 月 16 日から 19 年 2 月 1 日までの期間については、申立人は、他の事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録があり、当該期間にA社に勤務していたとは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 43 年 3 月の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 43 年 3 月末まで同社に勤務していたはずであるので、同年 3 月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 43 年 3 月 31 日まで雇用されていたため、同社における資格喪失日は同年 4 月 1 日であると申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時、就業規則により、特別な出勤命令がなければ、月曜日から土曜日が所定労働日であるとしており、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日については、最終就労日を退職日として手続を行っていたとしている。そして、このことは、社会保険庁の同社に係る記録から、昭和 30 年代及び 40 年代に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員の資格喪失日を確認したところ、申立期間を含む前後約 8 年間に、日曜日を退職日として手続が行われている記録が無いことから確認できる。

そして、申立人は、昭和 43 年 3 月末まで働いていたという記憶はあるが、同年 3 月 31 日の日曜日に勤務したかどうかは覚えていないとしている。

また、申立人は、A社における同僚を二人記憶しているところ、そのうちの一人は、申立人のことを記憶しているものの、申立人の最終就労日が日曜日であったかまでは知らないと供述しており、もう一人は、申立人のことを記憶していなかった。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したとこ

る、そのうちの一人は、申立人のことを記憶しているものの、申立人の最終就労日が日曜日であったかまでは知らないと供述しており、そのほかの者は、申立人のことを記憶していなかった。

これらのことから、申立人の最終就労日は、昭和43年3月30日の土曜日であると認められる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされ、また、第14条において資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和43年3月31日であり、申立人の主張する43年3月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除については、申立人は昭和43年3月分の給与からは2か月分の保険料が控除されていた記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、A社は、月の末日まで勤めていない人の給与から2か月分の保険料を控除することはないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 46 年 7 月 5 日から同年 8 月 5 日まで  
④ 昭和 46 年 8 月 8 日から同年 10 月 1 日まで  
⑤ 昭和 47 年 1 月 30 日から同年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②、B社（現在は、C社）に勤務した申立期間③並びにD社に勤務した申立期間④及び⑤について、加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間において、それぞれの会社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 6 月 1 日までの期間及び②の 42 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間についても、溶接工としてA社に勤務していたと申し立てている。

そして、申立人は、申立期間①及び②の一部を含む昭和 40 年 6 月 1 日から 42 年 2 月 28 日までの期間において、雇用保険の加入記録がある。

しかし、A社の事業主及び複数の従業員は、溶接工のような職人は、当時は引く手あまたで、同事業所に籍が有りながら、他社から声が掛かると短期間手伝いに行ってしまう者や給与の良い会社へすぐ移ってしまう者が多くいて定着しなかった上、厚生年金保険に加入したと認める者が多かったことから、同事業所では、入社後、雇用保険にはすぐに加入させるが、厚生年金保険にはすぐには加入させていなかったとしている。また、当該事業主等は、普通に在籍している従業員を厚生年金保険から脱退させると

いうことは考えられず、従業員が被保険者資格を喪失している場合については、退職しているか、勤務形態が変わって被保険者要件を欠いている等の理由があるはずであり、さらに、被保険者資格喪失後に給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えられないと供述している。

また、申立人は、A社における一人の同僚の姓のみ記憶していたが、その連絡先は不明であることから、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はおらず、そのうちの一人は、自分も職人であって、期間は明らかでないが、厚生年金保険に加入していない期間が有り、当該期間においては、給与から所得税くらいしか控除されていなかったと供述している。

2 申立期間③の昭和 46 年 7 月 5 日から同年 8 月 5 日までの期間については、申立人は、B社に当該期間まで勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、同社の保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人に係る資格喪失日を社会保険事務所の記録どおり昭和 46 年 7 月 5 日と届け出たことが確認できることから、申立人が同年 7 月 4 日に同社を退職しており、申立期間③には勤務をしていなかったはずであると述べている。

そして、雇用保険の記録では、申立人はB社における資格喪失日は、厚生年金保険の資格喪失日と一致し、申立期間③において加入記録が無い。

また、申立人は、B社における一人の同僚の氏名を記憶していたが、当該同僚は、申立期間③において在籍していないため、社会保険事務所のB社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

3 申立人は、申立期間④の昭和 46 年 8 月 8 日から同年 10 月 1 日までの期間及び⑤の 47 年 1 月 30 日から同年 2 月 1 日までについても、D社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人のD社における雇用保険の資格取得日及び資格喪失日は、厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日と一致し、申立期間④及び⑤において加入記録が無い。

そして、D社は、既に事業を廃止しており、当時の事業主は死亡していることから、同社及び当該事業主から申立人の申立期間④及び⑤における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、D社における同僚を一人記憶していたが、当該同僚は、申立人のことを記憶しておらず、同社では、試用期間として、入社後一定期間厚生年金保険等に参加させない取扱いがあり、その間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

そこで、社会保険事務所のD社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

- 4 以上のほか、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月から 34 年 4 月 11 日まで  
② 昭和 35 年 3 月から 36 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 37 年 10 月から 38 年 2 月 11 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した期間のうちの申立期間①、C社（現在は、D社。）に勤務した期間のうちの申立期間②及びE社に勤務した期間のうちの申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの申立期間に勤務したことを証明する写真を提出するので、各申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の昭和 32 年 1 月から 34 年 4 月 11 日までの期間については、A社に 32 年 3 月から勤務していたとする従業員の証言から、時期までは特定できないが、申立人が同社に申立期間①を含め勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の人事関係資料を保存していないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

また、申立人は、A社勤務時に同僚と写した写真を提出しているが、写真に写っている同僚の氏名は記憶しておらず、さらに、同写真では撮影された時期を特定することは困難である。そして、申立人は、同社での同僚 2 名を覚えていたが、名字のみであることから、当該同僚を特定することができず、申立人の同社における勤務状況等を確認することはできなかった。

さらに、申立人を記憶していた上記従業員（A社における厚生年金保険の

被保険者資格取得日は昭和 32 年 9 月 1 日) に対し、申立人が同社において被保険者資格を取得した 34 年 4 月 11 日と同じ日に 12 名の者が一緒に被保険資格を取得していることから、この 12 名の同社における入社日を照会したところ、同従業員は、10 名を覚えており、自分が同社に入社した 32 年 3 月には、既に申立人と同様に 4 名は在籍して、1 名については、自分とほぼ同時期に入社し、残りの 5 名については、33 年頃に入社したことを記憶しているとしている。これらのことから、同社では、入社から 6 か月から 3 年程度は厚生年金保険に加入させていなかったことが考えられる。

2 申立期間②の昭和 35 年 3 月から 36 年 8 月 1 日までの期間については、申立人は、C 社において服飾デザイナーとして勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間②のうち、昭和 35 年 3 月から 36 年 6 月 25 日までの期間については、A 社において厚生年金保険の加入記録があることから、申立期間②のうち、35 年 3 月から 36 年 6 月 24 日までの期間については、C 社での勤務は認められない。

また、C 社は、申立期間当時の人事関係資料等を保存していないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

さらに、申立人は、C 社における同僚 3 名を記憶しているが、名字のみであることから、当該同僚を特定できず、申立人の同社における勤務状況を確認することができないため、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に同社で勤務したことが確認できる複数の従業員に、申立人の同社における勤務状況等を照会したところ、そのうち 8 名から回答があったものの、いずれも申立人を知らないとしている。

なお、申立人は、C 社内で写したとする写真を提出しているが、同写真では撮影された時期や場所を特定することはできず、一緒に写っている同僚は、同社の社員ではないため、この写真では同社に申立期間に勤務していたことを確認できない。

このため、申立人が申立期間②のうちの昭和 36 年 6 月 25 日から同年 8 月 1 日までの期間において C 社に勤務していたことが確認できない。

3 申立期間③の昭和 37 年 10 月から 38 年 2 月 11 日までの期間については、申立人は、E 社において服飾の総合企画部長として勤務していたとしている。

しかし、E 社は、既に全喪し、同社の事業主も死亡していることから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、E 社で勤務した際の慰安旅行の写真を提出しているが、同写真に写っている約 45 名を一人も覚えていない。加えて、申立人が同社における同僚として記憶している 1 名についても、名字の頭文字しか記憶しておらず、当該同僚を特定することはできない。

そこで、社会保険事務所のE社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、そのうち1名は、同社において昭和37年12月31日に被保険者資格を喪失しているが、自分が同社を退職する際は、申立人は入社していなかったとしている。また、他の1名は、自分は昭和36年夏頃に同社に入社したが、申立人については、入社後1年半から2年後に入社してきたことを記憶しているとしている。

このため、申立人が申立期間③の昭和37年10月から38年2月11日までの期間においてE社に勤務していたことが確認できない。

- 4 一方、申立人は、平成19年ころまでA社及びC社の厚生年金保険の加入記録が統合されていなかったことから、社会保険事務所の手続き誤りを主張しているが、当該社会保険事務所の申立人に係るA社、C社及びE社の厚生年金保険手帳記号番号払出簿は、すべて別番号で払出しされているところ、当該払出簿とA社、C社及びE社の厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格の取得日とはすべて一致していることから、当該社会保険事務所の手続き誤りは考え難い。また、申立期間①及び②の期間については、事業主による社会保険事務所への標準報酬月額算定基礎届の提出がそれぞれ2回及び1回あったことから、事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた場合、この間の社会保険事務所からの通知と当該控除保険料とのチェック、突合等において、社会保険事務所の記録の誤りに気付くはずである。

以上のことに加え、申立人が申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1891

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 28 日から 47 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 44 年 4 月 1 日から申立期間を含めて 48 年 7 月 31 日まで、継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に全喪しており、同社の申立期間当時の事業主は、当時の従業員の人事関係資料等を保存していないことから、申立人の同社での勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

また、申立人は、A社での上司及び同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間当時の勤務状況等について照会したところ、いずれも申立期間の約 1 年 4 か月間に申立人が同社で勤務していたことを覚えていた者はいなかった。

そして、A社において厚生年金保険の被保険者資格を一旦喪失した後に再度取得した記録のある従業員 3 名に、同社における厚生年金保険の取扱い等を照会したところ、そのうちの 2 名は、申立人を記憶していたが、勤務した期間までは覚えておらず、また、自分が資格を喪失してから再取得するまでの期間は、同社から厚生年金保険の適用事業所となっていない関連会社に勤務していたとしており、さらに、もう 1 名は、配置換えにより他の県で実地

研修を受けていた期間であったとしており、これら3名の従業員は、当該期間には給与から保険料が控除されていなかったとしている。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人の申立期間に係る資格喪失日（昭和46年2月28日）の処理日は、同年3月16日と記録され、また、同日に政府管掌健康保険の保険証が返却されたことが確認できることから、事業主が同年2月28日を申立人の資格喪失日として届け出たことが認められる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで  
②昭和 36 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 32 年 10 月 1 日から 36 年 5 月 1 日までの期間のうちの、申立期間①及び②について、厚生年金保険の記録が無いとの回答をもらった。申立期間②については、B社に勤務していたかもしれないが、A社の在職証明書もあるので、これらの期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②におけるA社での勤務については、同社事業主が作成した在職証明書からも明らかであるとしているが、当該在職証明書については、当該事業主は、申立人からの作成依頼を受けた際に、同社の従業員の在職期間を確認できる資料等を保存していなかったが、申立人が期間は定かではないが同社に勤務していたことを記憶していたため、申立人の説明に基づき作成したものであるとしている。

そして、A社の事業主は、申立期間①及び②当時の従業員に関する資料等を保有していないことから、申立人の申立期間①及び②における勤務の状況や同社における厚生年金保険の加入状況は分からないとしている。

そこで、申立期間①については、申立人が記憶している2人の同僚に申立人の当時の勤務状況等を照会したところ、1人の同僚は、当時、申立人は、A社に勤務していた記憶はあるが、厚生年金保険の加入状況については分からないとしており、自分は、申立人より半年前の昭和 32 年 4 月に同社に入社したとしているが、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿では、当該1人の従業

員の厚生年金保険の資格取得日は33年10月10日であり、申立人より長期間（18か月）経過してから厚生年金保険に加入していることが確認できる。そして、残る1人の同僚は、申立人を記憶していたが、同社に勤務していた期間については、申立人のみならず自分についても明確な記憶がなく、厚生年金保険の加入状況については分からないとしている。

申立期間②については、申立人が記憶している2人の同僚は、いずれもA社において厚生年金保険の加入記録がなく、当該期間について、申立人が勤務していたかは分からないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社の被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員に申立人の勤務状況等を照会したところ、連絡のとれた1人の従業員は、申立人を記憶していなかった。

なお、申立人は、申立期間②の昭和36年3月1日から同年5月1日までの期間については、B社に勤務していたかもしれないと供述しているところ、社会保険事務所の同社の被保険者名簿を確認したが、申立人の当該期間の加入記録は見当たらない。

そこで、B社に、申立期間②に係る申立人の同社における在籍状況等を照会したが、同社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立人の当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認できないとしている。

また、社会保険事務所のB社に係る被保険者名簿から、申立期間②当時に加入記録のある複数の従業員に照会したところ、3人の従業員は、申立期間②において申立人が同社で勤務していたかについては分からないとしている。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 57 年 10 月から 58 年 4 月まで  
②昭和 58 年 5 月から 60 年 9 月まで  
③昭和 60 年 10 月から 63 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の記録が無いとの回答を得た。申立期間①及び③については、A社の期間工として、数ヶ月から半年単位で、自動車メーカーの工場等へ派遣され、申立期間②については、B社の期間工として、半年単位で自動車メーカーの工場等へ派遣され、勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の昭和 57 年 10 月から 58 年 4 月まで及び申立期間③の 60 年 10 月から 63 年 6 月までの期間について、A社の期間工として、自動車メーカーの工場等へ派遣され、勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間①のうちの昭和 57 年 10 月 7 日から同年 11 月 30 日までの期間は、C社、また、申立期間③のうち 61 年 6 月 20 日から同年 8 月 1 日までの期間はD社において、厚生年金保険の加入記録があるところ、これらの期間については、派遣されたものではなく、これらの会社の求人直接応募して勤務したもので、A社に勤務していた期間ではないと供述していることから、これらの期間については、A社において厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。

また、申立期間③については、雇用保険の記録において、昭和 60 年 10 月 22 日から 61 年 4 月 20 日までは、B社に、61 年 10 月 30 日から同年 11 月 27 日までは、E社F事業所に、63 年 2 月 1 日から 7 月 31 日までは、G

社に加入記録があり、これらの期間については、申立人が、A社において勤務していたとは認められない。

なお、当該申立期間③において、雇用保険の記録がある各事業所における申立人に係る厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所の記録により確認したところ、(i) B社については、申立人が、申立期間②において勤務していたと申し立てている事業所であるが、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿に申立人の加入記録は確認できず、(ii) E社F事業所については、社会保険事務所の記録により適用事業所であった記録は無いことから、当時の同事業所の所長に厚生年金保険の適用状況について照会したところ、同所長は、申立人を記憶していないが、同事業所は適用事業所でないことから、従業員は、同社の関連会社であるH社において厚生年金保険に加入していたとしているため、H社に係る被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は確認できず、(iii) G社については、社会保険庁のオンライン記録を確認したが、申立人の加入記録は確認できない。

そして、A社の後継会社であるH社は、申立期間①及び③当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有しておらず、当時のことを知る者もないため、申立人の申立期間①及び③における勤務実態や厚生年金保険の適用状況等については分からないとしている。

また、申立人は、A社に勤務していた当時の上司、同僚等について、営業担当（派遣先等を決定）の名字しか記憶していないとしているため、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から申立期間①及び③当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

以上のことに加えて、申立人は、社会保険事務所の記録では、申立期間①の一部期間及び申立期間③の期間を含むこととなる昭和58年4月からの期間において国民年金の全額免除期間となっており、さらに、申立期間③の期間のうちの61年10月1日からの期間において国民健康保険の加入期間となっていることが確認できる。このことについて、申立人は、期間工は社会保険に入らないので、当時、自分から国民年金の申請免除手続及び国民健康保険の加入手続を行ったと供述している。

2 申立期間②の昭和58年5月から60年9月までの期間については、申立人は、B社の期間工として自動車メーカーの工場等に派遣され、勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間②については、雇用保険の記録において、昭和58年10月7日から59年6月30日まで及び59年10月4日から60年5月22日までの期間について、A社における加入記録があり、これらの期間については、申立人が、B社において勤務していたとは認められない。

なお、当該申立期間②において、雇用保険の記録がある期間のA社における申立人に係る厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所の記録により確認したが、申立人の加入記録は確認できない。

また、B社は、申立期間②当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有しておらず、当時のことを知る者もいないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況等については分からないとしている。

また、申立人は、B社及び派遣先の上司、同僚等の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のB社の被保険者名簿から、申立期間②当時に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

以上のことに加えて、申立人は、社会保険事務所の記録では、申立期間②の期間を含む昭和58年4月からの期間において国民年金の全額免除期間となっていることが確認できる。このことについて、申立人は、期間工は社会保険に入らないので、当時、自分から国民年金の申請免除手続を行ったと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月から 41 年 11 月まで  
② 昭和 41 年 12 月から 42 年 6 月まで  
③ 昭和 43 年 12 月から 44 年 6 月まで  
④ 昭和 44 年 7 月から同年 10 月まで  
⑤ 昭和 44 年 11 月から 45 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社（現在、D社）又はE社（現在、F社）に勤務した申立期間③、G社（現在、H社及びI社）又はE社に勤務した申立期間④及びJ社（現在、K社）又はE社に勤務した申立期間⑤について、すべて加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれも勤務していたことは間違いないので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の昭和 40 年 10 月から 41 年 11 月までの期間について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和 41 年 3 月 1 日であり、申立期間のうち、40 年 10 月から 41 年 2 月までは適用事業所となっていない。

そして、A社の事業主は、従業員から厚生年金保険料を控除したのは厚生年金保険の適用事業所となってからであり、それ以前に同保険料を控除したことは無いと供述している。このことは、社会保険事務所の記録により、同事業主や申立人の同僚について、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から同社が適用事業所となる直前の 41 年 2 月まで国民年金保険に加入し、そ

の保険料を納付していることから裏付けられる。

また、当時、社会保険事務等を担当していたA社事業主夫人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入させたのは10年以上勤務した正社員のみであるところ、申立人は勤務期間が1年程度と短期間だったので、厚生年金保険に加入させておらず、未加入の者から保険料を控除していなかったと証言している。

さらに、申立人は、A社における雇用保険の加入記録が無い。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時において健康保険証整理番号に欠番も無い。

2 申立人は、申立期間②の昭和41年12月から42年6月までの期間について、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社については、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同社が存在していたとする所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、当時のB社における事業主や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、雇用保険の加入記録が無い。

3 申立人は、申立期間③の昭和43年12月から44年6月までの期間についてC社又はE社に勤務していたと申し立てている。

そこで、C社における勤務状況等についてみると、同社では、申立人の申立期間当時の従業員に関する資料を保有しておらず、申立人に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除の状況については分からないとしている。

そして、申立人が記憶している同僚2名は、所在が不明であり、連絡が取れないことから、社会保険事務所のC社に係る被保険者名簿から申立期間当時に、同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員8名に照会したが、連絡が取れた3名は、申立人を知らないとしている。

また、申立人が記憶している同僚2名は、社会保険事務所のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、加入記録が無く、同社は従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないものと考えられる。

さらに、申立人は、C社における雇用保険の加入記録が無い。

その上、社会保険事務所のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時において健康保険証整理番号に欠番も無い。

加えて、E社における勤務状況等についてみると、E社も、申立人の申立期間当時の従業員に関する資料を保有しておらず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除の状況までは分からないとしている。

そして、申立人は、当時のE社における上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所のF社に係る被保険者名簿から申立期間当時

に、同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員 9 名に照会したところ、回答のあった 4 名は申立人を知らないとしている。

また、申立人は、E 社における雇用保険の加入記録が無い。

さらに、社会保険事務所の E 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時における健康保険証整理番号に欠番も無い。

4 申立人は、申立期間④の昭和 44 年 7 月から同年 10 月の期間について、G 社又は E 社に勤務していたと申し立てている。

そこで、G 社における勤務状況等についてみると、同社では、申立人の申立期間当時の従業員に関する資料を保有しておらず、申立人に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除の状況までは分からないとしている。

そして、申立人は、当時の G 社における上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から申立期間当時に、同社及び後継会社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員 31 名に照会したところ、回答のあった 11 名は全員申立人を知らないとしている。

また、申立人は、G 社における雇用保険の加入記録が無い。

さらに、社会保険事務所の G 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時における健康保険証整理番号に欠番も無い。

加えて、E 社における申立期間④の勤務状況等については上記 3 のとおりである。

5 申立人は、申立期間⑤の昭和 44 年 11 月から 45 年 2 月までの期間について、K 社又は E 社に勤務していたと申し立てている。

そこで、K 社における勤務状況等についてみると、同社では、厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書の写しを保有しているものの、それらの資料に申立人に係る記録は無く、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除までは分からないとしている。

そして、申立人は、当時の K 社における上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の K 社に係る被保険者名簿から申立期間当時に、同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員 11 名に照会したところ、回答があった 8 名のうち 1 名は「同姓同名の者を知っているが申立人かどうかは分からない」としているが、他の 7 名は、申立人のことを知らないとしている。

また、申立人は、K 社における雇用保険の加入記録が無い。

さらに、社会保険事務所の K 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時における健康保険証整理番号に欠番も無い。

加えて、E 社における申立期間⑤の勤務状況等については上記 3 のとおりである。

6 以上のほか、申立人の申立期間①から⑤までの期間に係る厚生年金保険料

の事業主による給与からの控除については、申立人は控除されていたはずであるとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等及び周辺事情を総合的に判断すると、上述の申立期間①から⑤の期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年5月20日から同年11月24日まで  
② 昭和20年8月22日から同年12月まで  
③ 昭和23年1月から同年10月1日まで  
④ 昭和23年11月1日から24年12月まで  
⑤ 昭和28年2月から30年12月まで  
⑥ 昭和31年7月から36年12月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②、B社に勤務した申立期間③及び④、C社に勤務した申立期間⑤並びにD社に勤務した申立期間⑥について、すべて加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれも勤務していたことは間違いないので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②についてはA社、申立期間③及び④についてはB社にそれぞれ勤務していたと申し立てている。

しかし、A社及びB社は、いずれも従業員に関する資料を保有していないことなどから、申立人がこれらの期間において勤務していたことを確認することができないとしている。

また、申立人は、当時のA社及びB社における上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所のA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時にそれぞれの会社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員（A社21名、B社17名）に照会したところ、回答のあった者（A社7名、B社4名）は、いずれも申立人のことを知らないとしており、また、同社における厚生年金保険料の適用状況については記憶が無いとしている。

2 申立人は、申立期間⑤については、C社に勤務していたと申し立てている。  
しかし、C社については、社会保険事務所には適用事業所としての記録が無く、また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

そして、申立人は、C社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 申立人は、申立期間⑥については、D社に勤務していたと申し立てている。  
しかし、申立人は、公共職業安定所の記録により、昭和32年7月1日から48年7月20日までの期間は、他の事業所において雇用保険に加入し、かつ、社会保険事務所の記録により、36年4月1日から48年7月16日までの期間は同事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。このため、申立期間⑥のうち、昭和32年7月から36年12月までの期間は、申立人がD社に勤務していたとは認められない。

また、D社は、事業主が作成した申立期間⑥当時における従業員の勤務状況等に関する資料を保存しているものの、申立人に係る記録はどこにも見当たらないとしている。

さらに、申立人は当時の上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所のD社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員9名に照会したところ、5名から回答があり、そのうち1名は、申立人のことを記憶しているものの、申立期間⑥において申立人が勤務していたかどうかは記憶に無いとしているほか、他の4名は、申立人のことを記憶していないとしており、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人は、D社における雇用保険の加入記録が確認できない。

また、社会保険事務所のD社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時における健康保険証整理番号に欠番も無い。

4 以上のほか、申立人の申立期間①から⑥までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は控除されていたはずであるとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1902

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年4月1日から54年10月1日まで  
②昭和57年12月1日から63年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和48年4月1日から54年10月1日までの期間については、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、A社における雇用保険の記録においても、資格取得日が厚生年金保険と同日の昭和54年10月1日となっており、申立期間①においては加入記録がない。

そして、A社は既に全喪しており、当時の事業主（申立人の父）、社会保険事務担当者等も死亡していることから、同社及びこれらの者から申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

そこで、申立人の記憶していたA社の同僚及び同社の従業員に照会したところ、複数の同僚及び従業員が、申立人は申立期間①の一部の期間について同社に勤務していたと記憶している旨供述していることから、勤務していた期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

一方、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人は、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和43年3月16日に喪失し、54年10月1日に再取得している。

また、上記従業員が、申立期間①当時のA社は従業員数が20人程度と小規模であった旨供述していることを踏まえると、申立期間①において、事業主が算定基礎届を行い、社会保険事務所が定時決定を行うべき機会が7回（昭和48年ないし54年）もあったところ、いずれの機会においても、社会保険事務所に申立人の被保険者記録が無いことを事業主及び社会保険事務所の双方が気付かなかったとは考え難い。

さらに、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を昭和54年10月1日に再取得するまでの申立期間①については、社会保険事務所の同社に係る事業所別被保険者名簿には健康保険番号の欠番が無く、訂正等もないことから、不自然な点は見当たらない。

申立期間②の昭和57年12月1日から63年3月31日までの期間については、申立人は、A社が経営するB店に、店長として勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は昭和57年12月1日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、当時の事業主、社会保険事務担当者等は死亡していることから、同社及びこれらの者から申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

なお、申立人は、A社が昭和57年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の事業所による社会保険事務所への届出に瑕疵があった旨主張しているが、社会保険事務所の同社に係る事業所別被保険者名簿から、同社全喪当時に被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員に照会したところ、連絡の取れた複数の従業員が、57年11月頃に、同社の製造業としての業務は終了し、従業員の全員が退職した旨供述していることから、事業主による適用事業所でなくなった旨の届出に瑕疵があったとは考えられない。

加えて、申立人は、昭和59年1月1日にC国民健康保険に加入し、同日以降、国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

以上のことに加え、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1903

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、資格喪失日の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 26 日から 60 年 10 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、昭和 53 年 2 月 26 日から 60 年 10 月 31 日までの期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、60 年 10 月 30 日まで代表取締役として勤務していたにもかかわらず、同社の全喪日が 53 年 8 月 26 日となっていること、また、代表取締役である自分の被保険者資格の喪失日が全喪日より前の同年 2 月 26 日となっていることは、社会保険事務所に全喪届及び被保険者資格の喪失届を提出した記憶がないことから納得できないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 53 年 8 月 26 日以降の同年 9 月 28 日に、同社の厚生年金保険被保険者であった申立人を含む 9 名の資格喪失処理が行われており、資格喪失日は申立人が同年 2 月 26 日となっているほか、52 年 12 月 29 日が 1 名、53 年 3 月 26 日が 1 名、同年 4 月 26 日が 1 名、同年 5 月 26 日が 4 名、同年 8 月 26 日が 1 名となっている。

そして、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険料の滞納があったかどうか分からないし、社会保険事務所にA社の全喪届や自らの厚生年金保険の資格喪失届を提出した記憶が無いとしているが、社会保険事務所では、厚生年金保険料等の滞納があったことから、全喪届受付前の昭和 53 年 9 月 3 日に同社の代表者が来た記録等、当時同社と滞納保険料の処理に係る協議をした旨の記録があり、上記全喪処理や被保険者の資格喪失届の処理は、同社の届出により行ったものであるとしている。

さらにA社の全喪手続が行われたとされる昭和53年9月当時は、申立人は既に同社の代表取締役として勤務していることが同社の商業登記簿から確認できる。また、申立人は、その当時、同社では申立人と1名の一般従業員しかいなかったとしており、申立人が同社に係る厚生年金保険関係の事務に関与していなかったと考えるのは不自然である。

また、A社が適用事業所でなくなった昭和53年8月26日から60年10月31日までの期間については、同社は、当該期間、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、さらに、53年9月3日に全喪届を出した後に、代表取締役である申立人が自らの給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役としてA社に係る全喪届及び自らの資格喪失届について、知っていた、又は知り得る立場にあったことから、申立人の当該厚生年金保険の資格喪失日が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1904

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和20年11月ごろから21年前半まで  
②昭和21年前半から同年中ごろまで  
③昭和21年中ごろから22年3月1日まで  
④昭和22年5月30日から同年9月27日まで  
⑤昭和22年10月ごろから同年12月10日まで  
⑥昭和27年11月21日から28年6月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A店、B社、C社及びD社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間について、勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の昭和20年11月ごろから21年前半までの期間については、申立人は、A店に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録によると、A店は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、所在地を管轄する法務局には同店の商業登記の記録も無い。

また、申立人が記憶していた事業主は連絡先が不明であり、また、申立人は、申立期間①当時の同僚の氏名を記憶していないことから、同店及びこれらの者から申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

2 申立期間②の昭和21年前半から同年中ごろまでの期間については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、所在地を管轄する法務局には同社の商業登記の記録も無い。

また、社会保険事務所の記録では、B社と類似の名称の事業所が確認されたことから、当該事業所の被保険者名簿も確認したが、申立人の氏名を確認することはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間②当時のB社の事業主の氏名を記憶しておらず、また、申立人が姓のみ記憶していた同僚は連絡先が不明であるため、同社及びこれらの者から申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

3 申立期間③の昭和21年中ごろから22年3月1日までの期間及び申立期間④の同年5月30日から同年9月27日までの期間については、申立人は、これらの期間を含め、21年中ごろから22年9月27日までC社に継続して勤務していたと申し立てている。

申立期間③については、社会保険事務所の記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年3月1日であることから、同社は、申立期間③において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C社は、既に全喪している上、申立人が記憶していた当時の上司は既に死亡しており、また、申立人は、そのほかの申立期間③当時の同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間③当時に勤務していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた従業員は申立人を記憶していないため、申立人の申立期間③における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。そして、上記従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和22年3月1日以前は、厚生年金保険料の給与からの控除はなかったとしている。

申立期間④については、申立人が記憶していた当時の上司は既に死亡しており、また、申立人は、そのほかの申立期間④当時の同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所のC社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間④当時に勤務していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた従業員は申立人を記憶していないため、申立人の申立期間④における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

4 申立期間⑤の昭和22年10月ごろから同年12月10日までの期間及び申立期間⑥の27年11月21日から28年6月ごろまでの期間については、申立人は、これらの期間を含め、22年10月頃から28年6月頃までD社に継続して勤務していたと申し立てている。

申立期間⑤については、D社は、既に全喪しており、事業主及び申立人が

記憶していた申立期間⑤当時の同僚は、連絡先が不明である上、社会保険事務所の同社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同日の昭和 22 年 12 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員は、いずれも連絡先が不明であることから、申立人の申立期間⑤における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

申立期間⑥については、申立人が記憶していた申立期間⑥当時の同僚は、連絡先が不明であることから、社会保険事務所のD社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間⑥当時に勤務していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた従業員は申立人を明確に記憶していないため、申立人の申立期間⑥における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

- 5 以上のことに加えて、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年11月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、平成3年3月1日から同年11月26日までの標準報酬月額が26万円と減額されている。代表取締役として自らの給与を減額した記憶は無いので、減額前の標準報酬月額である53万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、社会保険事務所の記録により、申立てどおり、A社における厚生年金保険の標準報酬月額は、同社が全喪した日(平成3年11月26日)以降の4年1月21日に、3年3月から同年10月までの期間については53万円が26万円に減額訂正されたことが確認できる。

そして、申立人は、申立期間当時、経営が苦しく厚生年金保険料等の滞納があったことは認識していたが、そのために資金を集めて平成3年12月末までに厚生年金保険料は完納したとしている。

しかし、申立人が平成3年12月末までに厚生年金保険料を完納している場合、社会保険事務所が職権で厚生年金保険料完納後の4年1月21日に、3年3月にさかのぼって減額処理を行う理由は見当たらないところ、申立人は、3年12月に厚生年金保険料を社会保険事務所において完納した際に、滞納保険料額を相殺するために、上記自らの標準報酬月額の遡及訂正に係る届出書にA社の代表取締役として押印したような気もするとしている。

また、申立人は、自らの厚生年金保険料を完納したとする時点では、同社の従業員は全員がすでに退職しており、同社に勤務していたのは、自分一人であり、社会保険事務所に手続をしたとすれば、自分以外にはあり得ないとしてい

る。

このため、申立人は、上記自らの標準報酬月額の遡及減額訂正について、同意をしていたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に一旦同意しながら、これを有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和30年3月30日から同年4月8日まで  
②昭和30年4月25日から同年5月1日まで  
③昭和30年8月30日から同年9月3日まで  
④昭和31年4月19日から同年5月1日まで  
⑤昭和31年6月30日から同年7月1日まで  
⑥昭和32年8月から同年12月まで

船員保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社、B社、C社及びD社に船員として勤務した期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について船員保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間に船員として勤務していたのは間違いないので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出のあった船員手帳の記録により、申立人がE船の船員として、昭和29年12月1日から当該期間を含めて30年4月8日まで、A社に勤務していることが確認できる。

しかし、A社は、既に全喪しており、事業主等とも連絡が取れない上、申立人が申立期間①当時の同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間①当時、E船に乗船していることが確認できる船長及び船員に照会したところ、船長は死亡しており、また、連絡が取れた船員はいずれも申立人の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間①における船員保険の取扱いや船員保険料の控除等について確認することができない。

また、同被保険者名簿では、申立人はE船の船員として船員保険の被保険

者資格を昭和 29 年 11 月 1 日に取得し、30 年 3 月 30 日に喪失しているところ、申立人と同日の 29 年 11 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得している申立人を除く E 船の船長及び船員 13 人全員について、いずれも船員保険の資格喪失日が申立人と同日の 30 年 3 月 30 日又はそれ以前となっており、申立期間①の期間において船員保険の被保険者となっている同船の船長及び船員はいない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人から提出のあった船員手帳の記録により、申立人が E 船の船員として、昭和 30 年 4 月 25 日から当該期間を含めて同年 9 月 3 日まで、A 社に勤務していることが確認できる。

しかし、A 社は、昭和 30 年 8 月 30 日に船員保険の適用事業所を全喪しており、申立期間③においては適用事業所ではなくなっている。

そして、A 社は、既に全喪しており、事業主等とも連絡が取れない上、申立人が申立期間②及び③当時の同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間②及び③当時、E 船に乗船していることが確認できる船長及び船員に照会したところ、船長は死亡しており、また、連絡が取れた船員はいずれも申立人の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間②及び③における船員保険の取扱いや船員保険料の控除等について確認することができない。

また、同被保険者名簿では、申立人は E 船の船員として船員保険の被保険者資格を昭和 30 年 5 月 1 日に取得し、同年 8 月 30 日に喪失しているところ、申立人を除く E 船の船長及び船員 17 人全員が、いずれも船員保険の被保険者資格を申立人と同日の 30 年 5 月 1 日に取得し、かつ、同年 8 月 30 日に喪失しており、申立期間②及び③の期間において船員保険の被保険者となっている同船の船長及び船員はいない。

- 3 申立期間④については、申立人から提出のあった船員手帳の記録により、申立人が F 船の船員として、昭和 31 年 4 月 19 日から当該期間を含めて同年 6 月 16 日まで、B 社に勤務していることが確認できる。

しかし、B 社の事業主等とは連絡が取れない上、申立人が申立期間④当時の同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間④当時、F 船に乗船していることが確認できる船長及び船員に照会したところ、船長とは連絡が取れず、また、船員についてもいずれも死亡又は連絡が取れないため、これらの者から申立人の申立期間④における船員保険の取扱いや船員保険料の控除等について確認することができない。

また、同被保険者名簿では、申立人は F 船の船員として船員保険の被保険者資格を昭和 31 年 5 月 1 日に取得し、同年 6 月 16 日に喪失しているところ、申立人を除く F 船の船長及び船員 4 人全員について、いずれも船員保険の資格取得日が申立人と同日の同年 5 月 1 日又はそれ以後となっており、申立期

間④の期間において船員保険の被保険者となっている同船の船長及び船員はいない。

- 4 申立期間⑤については、申立人から提出のあった船員手帳の記録により、申立人がG船の船員として、昭和31年6月30日から当該期間を含めて同年9月6日まで、C社に勤務していることが確認できる。

しかし、C社は、既に全喪しており、事業主等とも連絡が取れない上、申立人が申立期間⑤当時の同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間⑤当時、G船に乗船していることが確認できる船長及び船員に照会したところ、船長とは連絡が取れず、また、船員についてもいずれも死亡又は連絡が取れないため、これらの者から申立人の申立期間⑤における船員保険の取扱いや船員保険料の控除等について確認することができない。

また、同被保険者名簿では、申立人は、G船の船員として船員保険の被保険者資格を昭和31年7月1日に取得し、同年9月1日に喪失しているところ、申立人と同日の31年9月1日に船員保険の被保険者資格を喪失している申立人を除くG船の船長及び船員14人全員について、いずれも船員保険の資格取得日が申立人と同日の同年7月1日又はそれ以後となっており、申立期間⑤の期間において船員保険の被保険者となっている同船の船長及び船員はいない。

- 5 申立期間⑥については、申立人から提出のあった船員手帳の記録により、申立人がH船の船員として、昭和32年8月27日から同年12月25日まで、D社に勤務していることが確認できる。

しかし、申立人が申立期間⑥当時の同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間⑥における船員保険の取扱いや船員保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のD社に係る船員保険被保険者名簿から、当時の船員に照会したところ、連絡が取れた船員はいずれも申立人の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間⑥における船員保険の取扱いや船員保険料の控除等について確認することができない。なお、同被保険者名簿に船員手帳上の船長の氏名は無い。

また、D社では、同社が保管する申立期間⑥当時の船員辞令簿及び船員命解簿に申立人の氏名は無く、申立人についてH船の船員としての勤務の実態が確認できないとしている。

さらに、社会保険事務所のD社に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、また、同被保険者名簿の被保険者証記号番号に欠番も無く、不自然な点は見当たらない。

- 6 以上のことに加えて、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る船員保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は記憶がある

としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月4日から同年12月30日まで  
② 昭和32年1月29日から同年5月29日まで

A社(現在は、B社。)C所において、昭和32年5月29日から同年6月6日まで厚生年金保険の加入記録を有しているが、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険加入記録が無い。同期間も同事業所で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出している申立人に係る人事記録により、申立人は、昭和31年9月4日から同年12月30日まで、及び32年1月29日から同年6月6日までの期間について、同社に採掘捕手として勤務していることが確認できる。

しかしながら、上記の人事記録をみると、申立期間①については、申立人は「季節夫」として就労しており、解雇事由欄には「期間満了」と記載されていること、申立期間②についても「社外季」との記載があり、また、採用年月日として昭和32年1月29日の記載があるほか、更新年月日として同年5月29日の日付が記載されていることから、申立人は期間を限った雇用形態で採用されていたことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が管理するA社C所の被保険者名簿から、申立人と同時期に被保険者資格を取得している元同僚数名に連絡し、昭和32年6月1日に資格を取得している1名から供述を得たところ、当該同僚は、昭和31年9月ころから就労していたが、3～4か月程度の勤務期間で雇用契約を切られる勤務を2回程経た後、32年6月1日から本採用となったこと、及び3～4か月程度の期間を雇用契約期間とする勤務形態が一般的に行われていたことを供述している。

さらに、A社は、申立期間当時において、申立人のような季節的就労者を雇

用していたこと、また、同就労者に対する厚生年金保険の加入の取扱いについては、①採用時から4か月を超える就労期間が予定されている場合は、採用時から加入させていた、②採用時に4か月を超えない就労期間が予定されている場合は、加入させなかった、③採用時には4か月を超える就労期間が予定されていなかったが、4か月を超えることとなった場合には、4か月を経過した時点で加入させていたものと思われると供述している。

なお、申立人は、申立期間に係る自身の厚生年金保険料の控除について記憶が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 33 年 3 月から同年 12 月  
②昭和 34 年 1 月から 35 年 9 月

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、C社。）に勤務した申立期間①及びB社（現在は、D社。）に勤務した申立期間②について加入記録が無いとの回答をもらった。それぞれ勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の同僚及び事業主の親族の供述から、申立人が、期間は明らかでないが、当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、申立期間①当時のA社の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人の申立期間①における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人は、A社における同僚を二人記憶しているところ、一人の同僚は、申立人のことを記憶しているものの、申立人の入社時期及び退社時期までは記憶しておらず、もう一人とは連絡がとれず、申立人の勤務の期間やその状況等について確認することができなかった。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、当時同社に勤務していた事業主の親族の一人は、申立人のことを記憶しているものの、同社では、入社後一定期間厚生年金保険等に加入させない取扱いもあり、その間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。そして、このことは、当該親族がA社に入社したとする時期が、当該被保険者名簿において確認できる厚生年金保険の資格取得日より1年

程度前であることから裏付けられる。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人の同僚の供述から、申立人が、期間は明らかでないが、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社は、申立期間②当時のB社の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人の申立期間②における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人は、B社における同僚を複数記憶しているところ、そのうち連絡先が判明した一人の同僚は、申立人のことを記憶しているものの、申立人が同社にどれくらいの期間勤めていたかまでは記憶していないとしている。

さらに、上記同僚及び社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会し、当該同僚等が同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における被保険者資格取得年月日とを比較したところ、入社から厚生年金保険の資格取得日までの期間が短い者で3か月程度、長い者では1年程度あることが確認できる。そして、このことから、B社では、入社してから相当期間厚生年金保険に加入させない取扱いがあったと考えられる。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1911

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 25 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 学園に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 53 年 8 月 31 日まで勤務していたので、同年 8 月も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びA 学園が保管していた労働者名簿の記録により、申立人は、A 学園に昭和 53 年 8 月 31 日まで勤務していたことが認められる。

しかし、A 学園は、申立期間当時、同学園では、退職月には、厚生年金保険から脱退させており、従業員の給与から退職月に係る保険料を控除しない取扱いを行っていたとしている。

そこで、社会保険事務所のA 学園に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間を含む前後約 6 年間に被保険者資格を喪失している 25 人の従業員の資格喪失日を確認したところ、2 人が 10 日に資格喪失しており、23 人が月の末日から数日前もしくは月の末日に資格喪失していることが確認できる。

また、当該従業員のうち、申立人と同じころに被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員で、資格喪失日が申立人と同様に月の末日から数日前と記録されている 3 人の退職日について、同事業所に確認したところ、3 人全員の退職日が月の末日であるとしており、退職月は月末まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金被保険者となっていないものと認められる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1912

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年から 35 年 6 月 25 日まで  
② 昭和 35 年 6 月 25 日から 37 年 7 月 16 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①については、厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間②については、厚生年金保険に加入していた記録はあるが、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①については、永年勤続の表彰を受けていることなどからA社（現在は、B社。）に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②については、脱退手当金が支給されたとされる当時、そのような制度があることを知らず、受給した記憶もないので、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社が保有している賃金台帳により、申立人は、昭和 33 年 2 月 1 日にA社に採用されたことが認められるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、35 年 6 月 25 日であり、申立期間①当時、同社は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかった。

また、上記の賃金台帳により、申立人が、A社において、厚生年金保険料を控除されるようになったのは、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人が被保険者資格を取得した記録のある 35 年 6 月 25 日と同時期の同年同月の給与からであることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人の厚生年金保険記号番号払出簿及び同被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年10月31日に支給決定がなされているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月2日から28年8月31日まで  
② 昭和28年10月2日から33年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A大学病院に勤務していた申立期間①については、厚生年金保険の加入記録が無い、また、B社で勤務していた申立期間②については、厚生年金保険に加入していた記録はあるが、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①については、A大学病院に看護婦として勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②については、脱退手当金が支給されたとされる当時、そのような制度があることを知らず、受給した記憶もないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持しているC発行の看護婦業務従事証では、申立人は、A大学病院に係る勤務期間が、昭和25年9月1日から28年9月1日までとされているのに対して、B社に係る勤務期間が、27年9月1日から31年9月1日までとされており、申立期間①の一部(27年9月1日から28年9月1日まで)について、同大学病院と同社における勤務期間が重複しており、申立人は、当該期間については、同大学病院で勤務したが、勤務期間が同社と重複している理由について、不明としている。

このため、申立人が、申立期間①を通してA大学病院に勤務していたことは認められないものの、申立期間①のうち、上記の勤務期間が重複している

期間を除く期間（昭和 25 年 10 月 2 日から 27 年 8 月 31 日まで）について、申立人が、同大学病院に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 大学病院は、申立期間①当時の人事及び厚生年金保険関係の書類を廃棄していることから、その当時における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することはできないとしている。

そして、申立人が氏名を記憶している A 大学病院の上司（看護婦長）及び同僚（看護婦）各 1 名（計 2 名）は、いずれも、住所不明で連絡が取れないものの、社会保険庁の記録では、同大学に係る厚生年金保険の加入記録がないため、同大学では、申立期間①当時、一部の看護婦を、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、A 大学病院において、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 33 年 2 月 1 日）から約 1 か月後の 33 年 3 月 10 日に支給決定がなされているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が B 社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後 1 年以内に同社で被保険者資格を喪失した女性従業員のうち、社会保険庁オンライン記録に脱退手当金の支給記録がある者 8 名は、いずれも、資格喪失日の約 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1915

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 39 年 9 月 21 日から 40 年 2 月 21 日まで  
②昭和 50 年 4 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 39 年 9 月 21 日から 50 年 7 月 1 日までの期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②におけるA社での勤務について、同社役員が作成した在籍証明書からも明らかであるとしているが、当該在籍証明書については、当該役員は申立人からの作成依頼を受けて、同社の人事記録等在籍期間を確認できる資料等を探したが、保存していなかったため、申立人の説明に基づき根拠資料等は無いまま作成したものであるとしている。そして、申立期間②については、雇用保険の記録から、少なくとも昭和 50 年 4 月からB社に雇用されていたことが確認でき、また、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が同年 4 月 21 日であることから、申立人は、当該喪失日以降はB社に勤務していることが認められるため、A社に勤務していないことが明らかであるなど、当該在籍証明書は、誤りがあるため、これにより、申立人の、A社の在籍を確認することができない。

そこで、申立人の申立期間における勤務状況をみると、申立期間①については、そのうちの昭和 40 年 1 月 5 日から同年 2 月 21 日までの期間については、雇用保険の加入記録から、A社に勤務していたことが確認でき、また、同社の従業員の証言から、申立人は、期間は明確でないものの、39 年 9 月 21 日から

40年1月4日までの期間についても同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の役員は、申立期間当時の従業員に関する資料等を保有していないことから、申立人の申立期間①における勤務の実態や同社における厚生年金保険の加入状況は分からないとしている。

また、当時のA社において申立人が記憶している1名の同僚に照会したものの、当該同僚からの回答がないことから、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間①における勤務状況や当時の同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡の取れた2名の従業員のうち、1名の従業員は、申立人の勤務期間については明確な記憶はないものの、自分が入社した昭和39年8月には在籍していた記憶はあるとしており、さらに、申立期間①当時、申立人は、学生であったと思うのでアルバイトか手伝いであったと記憶しているとしており、加えて、同社では申立期間①当時アルバイト等は、厚生年金保険に加入していなかったとしている。そして、残り1名の従業員は、申立人の在籍期間については明確ではないものの、在籍していた記憶はあるとしており、また、自分が昭和40年3月ころに自動車免許を取得するまで、申立人は、先輩から仕事の指導を受けていた記憶があるので、40年3月ころまで見習いかアルバイトであったと思うとしている。

申立期間②については、申立人は、当該期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間②については、前述したとおり、A社に勤務していたとは認められない。

加えて、申立人は、B社において、昭和50年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、同社は、同日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所となっていない。

これらのほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1916

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月5日から同年9月1日まで  
② 昭和30年4月26日から33年3月25日まで  
③ 昭和33年4月1日から42年3月25日まで  
④ 昭和42年4月1日から50年4月ごろまで  
⑤ 昭和47年5月1日から52年4月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A事務所に勤務した期間のうちの申立期間①及び②、B社に勤務した申立期間③、C社に勤務した期間のうちの申立期間④並びにD事業所に勤務した申立期間⑤の記録が無いという旨の回答をもらった。4社とも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の昭和29年4月5日から同年9月1日までの期間については、申立人は、当該期間もA事務所において勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同年4月5日から同年8月1日までは、E社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間④の昭和42年4月1日から50年4月ごろまでの期間については、C社に勤務し、申立期間⑤の47年5月1日から52年4月ごろまでの期間については、D事業所に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、両期間は、F社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。そして、D事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

さらに、申立期間①、④及び⑤については、雇用保険の加入記録も存在しない。

このため、申立人は、申立期間①、④及び⑤については、それぞれ申立てに係る事業所において、厚生年金保険法に定めるところの被保険者の要件を満たした勤務をしていたとは認められない。

なお、申立人は、申立期間①、④及び⑤の当時の上司や同僚等を記憶しておらず、これらの者から申立人がそれぞれの期間において申立てに係る事業所に勤務していたことを確認できないことから、また、申立期間⑤は適用事業所としての記録が無いことから、申立期間①及び④については、念のため、社会保険事務所の被保険者名簿から、それぞれの期間に厚生年金保険に加入している複数の従業員に照会したが、いずれも申立人のことを記憶している者はいなかった。

2 申立期間②の昭和 30 年 4 月 26 日から 33 年 3 月 25 日までについては、A 事務所において勤務していたと申し立てている。

しかし、G 法人に照会したところ、同法人の保管している資料により、申立人が同事務所において勤務していたことは確認できるが、申立期間②において勤務していたかどうかは、分からないとしている。

また、申立人は、当時の上司や同僚等の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の A 事務所に係る被保険者名簿から、申立期間当時に同事務所において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた従業員は、申立期間②において申立人が勤務していたか否か及び申立人の厚生年金保険の加入状況等については分からないとしている。

3 申立期間③の昭和 33 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 25 日までについては、申立人は、B 社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、申立人は、34 年 5 月 1 日から同年 7 月 5 日までは H 社、34 年 7 月 17 日から 35 年 4 月 19 日までは C 社、36 年 4 月 4 日から同年 10 月 1 日までは I 社及び 41 年 8 月 8 日から 60 年 7 月 20 日までは F 社において、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このため、申立人は、申立期間③のうち、上記の厚生年金保険加入期間については、B 社において厚生年金保険法の定めるところの被保険者の要件を満たした勤務をしていたとは認められない。

そこで、申立期間③のうち、昭和 35 年 4 月から 36 年 3 月まで及び 36 年 10 月 1 日から 41 年 7 月までの期間における B 社での勤務状況等について、同社に照会したところ、同社は、同社の保管する申立期間③の当時の社員名簿及び社会保険台帳に申立人の記載が無いことから、申立人の勤務の状況は確認できないとしており、仮に申立人が勤務していたとしても、正社員の扱いではなかったものと考えられるとしている。

さらに、申立人は、申立期間③の当時の上司や同僚等を記憶していないため、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、申立期間③の当時に厚

生年金保険に加入している複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者はいなかった。

- 4 以上のことに加えて、申立人の申立期間①から⑤までの期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1917

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月ごろから26年3月ごろまで  
② 昭和33年5月ごろから42年3月ごろまで  
③ 昭和38年4月ごろから41年8月8日まで  
④ 昭和42年5月ごろから55年4月ごろまで  
⑤ 昭和60年7月20日から61年4月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②、C社に勤務した期間のうちの申立期間③及び⑤並びにD社に勤務した期間のうちの申立期間④の記録が無いという旨の回答をもらった。4社とも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の昭和23年4月ごろから26年3月ごろまでについては、申立人は、A社に23年4月に入社し、夜間学校に通いながら同社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和29年3月26日であることから、同社は、申立期間①の当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

そして、同社は既に解散しており、また、申立期間の当時の事業主や取締役の連絡先も不明のため、さらに、申立人は、上司や同僚等の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和29年3月26日に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間①において同社に勤

務していたことを記憶している者はいなかった。

- 2 申立期間②の昭和 33 年 5 月ごろから 42 年 3 月ごろまでについては、申立人は、B 社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、申立人は、同社において 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 7 月 5 日に資格を喪失しており、その後、同年 7 月 17 日から 35 年 4 月 19 日までは E 社、36 年 4 月 4 日から同年 10 月 1 日までは D 社及び 41 年 8 月 8 日から 60 年 7 月 20 日までは C 社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このため、申立人は、申立期間②のうち、上記の厚生年金保険加入期間については、B 社において厚生年金保険法の定めるところの被保険者要件を満たした勤務をしていたとは認められない。

また、申立人は、申立期間②において、雇用保険の加入記録も無い。

そして、申立期間②のうち、昭和 35 年 4 月から 36 年 3 月まで及び 36 年 10 月から 41 年 7 月までの期間における B 社での勤務状況等について、当時の事業主及びその妻に照会したところ、同社は規模も小さかったため、10 年近く勤務していた従業員であれば覚えているはずであるが、申立人についての記憶は無いとしている。

- 3 申立期間③の昭和 38 年 4 月頃から 41 年 8 月 8 日まで及び⑤の 60 年 7 月 20 日から 61 年 4 月頃までについては、申立人は、C 社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、同社は、昭和 41 年 8 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所となり、60 年 7 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間③及び⑤の当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、同社は、既に解散していることから、また、同社の事業主であった申立人の父は、既に死亡していることから、さらに、申立人は、同社における上司や同僚等の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和 41 年 8 月 8 日に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立期間③に係る同社の厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、厚生年金保険の適用事業所となる前から、従業員の保険料を給与から控除していたとは考え難いとしている。

加えて、同社は、法人登記簿により、昭和 60 年 8 月 16 日に解散していることが確認できることから、申立期間⑤については、同社は法人組織としての実態が確認できない。

さらに、申立人は、申立期間③及び⑤において雇用保険の加入記録も無い。

- 4 申立期間④の昭和 42 年 5 月ごろから 55 年 4 月ごろまでについては、申立人は、D 社に勤務していたと申し立てているが、申立期間④においては、C

社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、D社は昭和46年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、同社は、申立期間のうち同日から55年4月までは適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、申立期間④において雇用保険の加入記録も無い。

このため、申立人は、申立期間④については、D社において厚生年金保険法の定めるところの被保険者要件を満たした勤務をしていたとは認められない。

なお、申立人は、申立期間④の当時の上司や同僚等を記憶していないため、これらの者から申立人が同社に勤務していたことを確認できず、また、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したが、申立人のことを記憶している者はいなかった。

- 5 以上のことに加えて、申立人の申立期間①から⑤までの期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月から27年8月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、同社はすでに解散しているため、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の姓を3名記憶しており、当該同僚のうち1名は、同姓の従業員が社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において確認できたため照会したものの、申立人のことを記憶していなかった。さらに、残る2名の同僚のうち、1名は同姓の従業員は確認できたが、連絡先が不明であり、もう1名については、当該被保険者名簿から同姓の者が確認できないため、申立人が記憶していた同僚からは、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができなかった。

そこで、当該名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 6 日から同年 7 月 10 日まで

社会保険事務所に船員保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間について、加入記録が無いという回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは間違いないので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった船員手帳の記録により、申立人が、申立期間にA社のB丸に乗船していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和 38 年 2 月 1 日に同社において船員保険の資格を取得し、同年 6 月 1 日に資格を喪失しており、申立期間に係る船員保険の加入記録が無い。

そして、同社の後継会社であるC社から提出のあった人事記録において、申立人が、昭和 38 年 5 月 31 日にA社を退職していることが確認でき、当該退職の記録は、上記船員保険の資格喪失日と一致している。

また、申立期間当時に、申立人と同様に実習生として同社において船員として勤務していた同僚は、昭和 38 年 2 月 1 日から同年 7 月 10 日まで実習生として乗船していたと供述しているところ、上記人事記録では、同年 7 月 10 日に退職した旨の記載があり、この記録は、社会保険事務所のA社に係る船員保険の被保険者名簿の当該同僚の資格喪失日と一致する。

このように、事業主から提出のあった申立人及び同僚に係る上記人事記録の退職日の翌日と社会保険事務所の船員保険の資格喪失日とが一致していることから、同社は、退職日の翌日をもって船員保険の資格の喪失に係る届け出を行っていたものと推認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る船員保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1920

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から41年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、同社には、昭和38年4月1日から申立期間を含めて43年1月31日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時のA社の取締役及び複数の同僚、従業員の供述から、申立人は、申立期間においても同社B店に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立人を含む同社同店に勤務していた従業員4名全員（うち1名は、申立人の夫）が、申立人と同様に昭和40年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、2名は41年8月1日に、申立人は同年9月1日に、申立人の夫は同年11月16日に再び被保険者資格を取得している。他方、社会保険事務所の記録によると、同社本社及びC支店の従業員には、このような資格の喪失及び再取得の記録は見られない。

また、同社は既に全喪し、同社の当時の事業主は死亡していることから、同社及び事業主から当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない上、当時の同社の取締役2名（事業主の息子及びその妻）は、当時の資料も記憶も無く、当時の厚生年金保険の取扱いについて不明であるとしている。

さらに、申立人と同様に被保険者資格を喪失している同社B店に勤務していた従業員3名のうち、2名は既に死亡しており、残り1名は、未加入期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、明確な記憶が無く、不明

であるとしている。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1921

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 41 年 11 月 16 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、同社には、昭和 38 年 4 月 1 日から申立期間を含めて 43 年 1 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに当時のA社の取締役及び複数の同僚、従業員の供述から、申立人は、申立期間においても同社B店に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立人を含む同社同店に勤務していた従業員4名全員（うち1名は、申立人の妻）が、申立人と同様に昭和40年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、2名は41年8月1日に、申立人の妻は同年9月1日に、申立人は同年11月16日に再び被保険者資格を取得している。他方、社会保険事務所の記録によると、同社本社及びC支店の従業員には、このような資格の喪失及び再取得の記録は見られない。

また、同社は既に全喪し、同社の当時の事業主は死亡していることから、同社及び事業主から当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない上、当時の同社の取締役2名（事業主の息子及びその妻）は、当時の資料も記憶も無く、当時の厚生年金保険の取扱いについて不明であるとしている。

さらに、申立人と同様に被保険者資格を喪失している同社B店に勤務していた従業員3名のうち、1名は既に死亡しており、申立人の妻を除く残り1名は、未加入期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、明確な記憶が無く、不明であるとしている。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は既に死亡しており、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、当該期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人から提出された昭和 62 年 4 月ごろに作成されたと思われる「社員名簿」から判断して、同月ごろ以降は、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記「社員名簿」に記載された者のうち、申立人を含む7名は、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録が無く、同社では、申立期間当時の従業員に係る勤務の状況や厚生年金保険の取扱いに係る資料を保存していないため、これら7名の勤務の状況等は不明としている。

また、申立人が記憶している上司、同僚等のうち、所在が確認できた6名に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の控除等について照会したところ、回答のあった3名は、いずれも申立人のことを記憶しているものの、申立人が申立期間に勤務していたかは記憶に無く、同社の厚生年金保険の取扱いなども分からないとしている。

そこで、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できる複数の従業員に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱い状況について照会したところ、回答のあった2名のうち1名は、申立人のことを記憶しているものの、申立人が申立期間に勤務して

いたかは記憶になく、同社の厚生年金保険の取扱いなども分からないとしており、他の1名は、申立人のことを記憶しておらず、同社の厚生年金保険の取扱いなども分からないとしている。

さらに、同社は、申立期間においては、昭和62年8月1日現在の同社における従業員について、厚生年金保険被保険者の標準報酬月額算定届出を行っていることから、仮に、同社が申立人の申立期間の厚生年金保険料を控除していた場合、同社は、当該届出に伴う定時決定時に申立人が厚生年金保険の被保険者となっていないことに気づき、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入手続を行っていたはずであるとしている。また、同社は、社員20人弱程度の事業所であり、かつ、社会保険の手続を社会保険労務士に委託していることから、同社が12か月の期間にわたり、申立人の給与から厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所から申立人の厚生年金保険料の納入告知がないことに気付かなかったとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1924

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年ころから 24 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 25 年 7 月ころから 28 年 9 月 1 日まで  
③ 昭和 31 年 7 月 1 日から 32 年ころまで

①の期間について、A社には昭和 23 年ころから勤務しており、②及び③の期間については、B社に 25 年 7 月ころから 32 年ころまで勤務していたので、これらの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

①の期間について、申立期間当時の同僚 1 名は申立人を記憶しており、申立人が当該期間にA社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 24 年 8 月 1 日であり、申立期間において同事業所は適用事業所となっていない。

また、昭和 22 年からA社に勤務していた同僚は、同事業所は申立期間当時には厚生年金保険に加入していなかったが、役所の指導があったことを契機に 24 年ころに厚生年金保険に加入することとなったことを記憶していると供述している。

さらに、申立人は、A社において、昭和 24 年 8 月 1 日から 25 年 7 月 13 日までの厚生年金保険の加入記録を有しているところ、社会保険事務所が管理する厚生年金保険番号の払出簿においても、申立人の資格取得日は 24 年 8 月 1 日となっていることが確認できる。

②及び③の期間について、申立人はB社における入社日と退職日をはっきりと記憶していない。これについて、申立期間当時の同僚3名に照会したところ、3名とも申立人を記憶しており、また、申立人は同事業所勤務時の具体的な記憶を有していることから、申立人が同事業所に勤務していたことは認められるものの、申立人の在職期間を特定するまでには至らない。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の連絡先も把握できず、また、当時の経理担当者も死亡していることから、同事業所の関係者から申立内容に係る供述を得ることができない。

さらに、申立人は、B社において、昭和28年9月1日から31年7月1日までの厚生年金保険加入記録を有しているところ、②の期間について、社会保険事務所が管理する事業所別被保険者名簿の申立期間に係る記載を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無く、被保険者名簿の記載に不自然さはみられないことから、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

加えて、③の期間について、上記の事業所別被保険者名簿の申立人に係る記録には、備考欄に「S31.10.2証返納済」と記載されていることから、申立人は自身の被保険者資格が昭和31年7月1日に喪失されること、または喪失されたことを承知の上で、B社に健康保険被保険者証を返却しているものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 46 年 11 月 30 日から 47 年 7 月 1 日まで  
②昭和 48 年 5 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 46 年 3 月 1 日から 47 年 10 月 18 日までの期間のうちの申立期間①の期間及びB社に勤務していた 48 年 3 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間のうちの申立期間②の期間について加入記録が無いという回答をもらった。これらの期間についても、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和 46 年 11 月 30 日から 47 年 7 月 1 日までの期間については、A社に係る雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、同社に 46 年 3 月 1 日から申立期間①も含め 47 年 10 月 18 日まで継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立人は、昭和 46 年 11 月 30 日に厚生年金保険の資格を喪失後、47 年 7 月 1 日に資格を再取得していることが確認できるところ、同社が加入していた厚生年金基金の申立人の記録についてCに照会したところ、社会保険事務所の記録と同様に資格を喪失し、再取得していることが確認できることから、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されないにもかかわらず、社会保険事務所及び厚生年金基金がこれを記録することは考え難く、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ったものと認められる。そして、A社では、申立期間①の前後に、申立人のほかにも厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、再取得している従業員が 3 人確認できるところ、うち連絡のとれた 2 人の従業員は、同社を一旦退職し、その後、再就職したためのもので

あると供述しており、厚生年金保険の記録がない時期はこれら2人に係る同社の厚生年金保険の得喪手続きに誤りは認められない。

また、A社は、既に全喪しており、当時の事業主も死亡していることから、申立期間①当時、経理担当責任者であった当該事業主の妻に、申立期間①に係る申立人の同社における勤務状況等について照会したが、同社は、平成15年に解散しており、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立人の当時の勤務状況や厚生年金保険料の控除等については不明としている。

さらに、申立人は、当時のA社における上司及び同僚を記憶しているところ、連絡のとれた5人のうち、上司及び2人の同僚は、申立人が申立期間①当時、同社に勤務していたことを記憶しているが、申立人に係る厚生年金保険の加入状況等については分からないとしている。そして、残る2人の同僚は、申立人を記憶していない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間①当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況を照会したところ、連絡のとれた6人の従業員のうち、1人の従業員は、申立人が申立期間①当時、同社に勤務していたことを記憶しているが、厚生年金保険の適用状況については分からないとしており、残る5人の従業員は、申立人を記憶していない。

申立期間②の昭和48年5月31日から同年11月1日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間②のうち48年10月26日までB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、社会保険事務所の記録では昭和48年5月31日に全喪しており、申立期間②において適用事業所としての記録がない。

また、B社は、昭和48年5月31日に全喪後、社会保険事務所の記録ではD区からE区へ移転し、48年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、その後、57年7月にF区へ移転しているが、当該所在地に同社を確認することはできず、また、所在地を管轄する法務局に同社の商業登記は確認できず、当時の事業主も死亡していることから、同社及び当時の事業主から、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、社会保険事務所のB社の被保険者名簿から、同社が全喪した昭和48年5月31日に、事業主ほか52名の被保険者全員が厚生年金保険の資格を喪失しているが、そのうちの14人については、申立期間②に国民年金の加入及び保険料の納付記録が確認でき、これらの14人のうち、連絡のとれた3人に照会したところ、いずれも申立期間②当時も同社で勤務していたが、当該期間は国民年金に加入し、厚生年金保険には加入しておらず、給与からの厚生年金保険料の控除はなかったとしている。

以上のことに加えて、申立人は申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1927

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 42 年 6 月 21 日から 44 年 1 月 26 日まで  
②昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 12 月 21 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び同社を一度退職し約2か月後に再入社した申立期間②について、記録が無いとの回答をもらった。同社の事業主から同社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨の文書が社会保険事務所に提出されているので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間①及び②について、A社に勤務していたことが確認できる。そして、申立人は、申立人の依頼を受けて事業主が作成し、社会保険事務所あてに提出された文書に、申立人の同社在職に係る記述及び同社では従業員全員を社会保険に加入させていた旨の記述があることから申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたことは明らかであると申し立てている。

一方、申立人から依頼を受けて作成された上記文書では、申立人が昭和42年6月ころから48年9月ころ以降までA社に継続して勤務した旨記載されているが、申立人は、44年1月26日から3月30日までの期間については、同社を一旦退社し、再入社するまでの期間であり、当該期間は同社に勤務していなかったとしている。この点について事業主に照会したところ、申立人が同社を一旦退社し、再入社したことについては記憶が無いとしており、当該文書の記述に事実と相違する点がみられる。

また、A社の事業主は、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の加入状況について、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたの

で、申立人についても厚生年金保険の加入手続を行い、保険料を給与から控除し、社会保険事務所に当該保険料を納付していたとしているところ、事業主から社会保険事務所に申立人に係る昭和42年6月1日及び44年4月1日の被保険者資格の取得届が提出されていたとすれば、申立期間中6回の標準報酬月額算定基礎届のほか、2回の被保険者資格の喪失届が提出されているはずであるが、これらの届出をすべて社会保険事務所が誤って記録しなかったとは考え難く、事業主が社会保険事務所に申立期間①及び②に係る資格の取得及び喪失の届出を行ったとは認められないため、社会保険事務所は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の納入告知を行っていないと考えられる。そして、事業主は、このような被保険者資格の得喪届や標準報酬月額算定基礎届の際に申立人の被保険者記録がないことに気付くはずであること、また、仮に、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた場合には、社会保険事務所の毎月の納入告知額と従業員の給与からの控除保険料額及び事業主負担の保険料額の合計額とが合致しないことに気付くはずである。事業主が、従業員数13名程度の事業所であるにもかかわらず、75ヶ月という長期間にわたり、このような事態に気付かず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 1 日まで  
②昭和 33 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで  
③昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで  
④昭和 35 年 10 月 6 日から 36 年 7 月 1 日まで  
⑤昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 5 月 26 日まで  
⑥昭和 41 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日までの期間のうちの申立期間①及び②、B社に勤務していた申立期間③、C社に勤務していた昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 7 月 1 日までの期間のうちの申立期間④並びにD社に勤務していた昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 11 月 1 日までの期間のうちの申立期間⑤及び⑥について、加入記録が無いとの回答をもらった。

それぞれの申立期間についても確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人から提出のあった昭和 32 年上京の年と記載がある写真及び供述から、入社時期は特定できないが、申立人が 32 年 12 月以前からA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、申立期間①及び②当時、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録がない。そして、A社などの新聞販売店を統括し、適用事業所となっていたE社では、申立期間①及び②当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない新聞販売店の従業員等については、同社において厚生年金保険に加入させているところ、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を

保有していないことなどから、申立期間①及び②における申立人の勤務の実態や同社における厚生年金保険の加入状況について確認することができないとしている。

また、申立人がA社に勤務していたと記憶している複数の同僚に申立人の勤務の状況等について照会したところ、連絡のできた1人の同僚は、申立人を記憶していたが、同社における申立人の入社日や退職日については分からないとしており、そして、当該複数の同僚は、E社において厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、社会保険事務所のE社の被保険者名簿から、申立期間①及び②当時、厚生年金保険に加入していた複数の従業員に対し、申立人の勤務状況等を照会したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

申立期間③については、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間③当時、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録がない。そして、B社などの新聞販売店を統括し、適用事業所となっていたE社では、申立期間③当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない新聞販売店の従業員等については、同社において厚生年金保険に加入させているところ、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立期間③における申立人の勤務の実態や同社における厚生年金保険の加入状況について確認することができないとしている。

また、申立人は申立期間③当時のB社における上司や同僚を記憶していないため、社会保険事務所のE社の被保険者名簿から、申立期間③当時、同社で厚生年金保険に加入していた複数の従業員に対し、申立人の勤務状況等を照会したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

申立期間④については、申立人は、C社に昭和35年5月1日に入社し、36年6月30日に退職するまで当該期間を含めて同社に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、申立期間④当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有しておらず、当時の事業主は死亡しており、当時の経理担当者の連絡先も不明であることから、申立期間④における申立人の勤務の実態や同社における厚生年金保険の加入状況について確認することができないとしている。

また、申立人がC社に勤務していたと記憶している同僚2人のうち、1人は、C社において厚生年金保険の加入を確認することができず、残る1人は、連絡先が不明である。そこで、社会保険事務所のC社の被保険者名簿から、申立期間④当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対し、申立人の勤務状況等を確認したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

申立期間⑤及び⑥については、申立人は、D社に昭和40年9月1日に入社し、41年10月31日に退職するまで当該期間を含めて継続して同社に勤務し、

その間、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、D社は、申立期間⑤及び⑥当時、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録がない。そして、D社などの新聞販売店を統括し、適用事業所となっていたF社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない新聞販売店の従業員については、同社において厚生年金保険に加入させているところ、同社が保管している申立期間当時の年金台帳に申立人の厚生年金保険の加入記録が記載されており、それによると、申立人は、厚生年金保険の資格取得日が昭和41年5月26日、資格喪失日が同年9月1日となっていることから、申立期間⑤及び⑥については、厚生年金保険の被保険者ではなかったとしている。そして、この年金台帳における申立人の加入記録は、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録と一致する。

また、申立人がD社に勤務していたと記憶している複数の同僚については、社会保険事務所のF社の被保険者名簿で、厚生年金保険の加入状況を確認したが、当該複数の同僚の記録は見当たらない。このため、上記被保険者名簿から、申立期間⑤及び⑥当時、厚生年金保険に加入していた複数の従業員に対し、申立人の勤務状況等を照会したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

以上のことに加えて、申立人は、申立期間①から⑥までの期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から⑥までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 31 日から 53 年 6 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 53 年の 6 月くらいまで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び同僚の供述から、申立人が、申立期間当時にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、申立人が同社における被保険者資格を喪失している昭和 52 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の届出を行った後も従業員の給与から保険料を控除することはないと供述している。

このほか、事業主が、社会保険事務所に対し、厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の届出を行いながら、申立人から厚生年金保険料に相当する額を給与から控除していたということを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 1930

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和31年9月1日から32年10月21日までの間とするのみで期間は不明  
②昭和31年9月1日から32年10月21日までの間で1年間くらい  
③昭和33年2月1日から同年10月ころまでの間  
④昭和33年2月1日から37年6月2日までの間で2か月から3か月の期間  
⑤昭和41年か42年ころで6か月くらい

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社（現在は、C社）に勤務した申立期間②、D社に勤務した申立期間③、E社（現在は、F社）に勤務した申立期間④及びG社に勤務した申立期間⑤の記録が無いという旨の回答をもらった。5社とも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の昭和31年9月1日から32年10月21日までの期間については、申立人は、H社に勤務した期間とI社に勤務した期間との間で、期間は明らかでないが、A社に勤務していたと申立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和32年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、既にその事業を廃止しており、事業主の連絡先は不明であることから、同社及び当該事業主から申立人の申立期間①における勤務の実

態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、A社における上司や同僚を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態等について確認することができない。

- 2 申立期間②の昭和31年9月1日から32年10月21日までの期間については、申立人は、当該期間のうち1年間程度B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、申立期間当時のB社の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することはできないが、同社が、申立人が勤務していたとするJ市に事業所を設置したのは、申立期間②以降の昭和34年2月であるとしている。

さらに、申立人は、B社における上司や同僚を記憶しておらず、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

- 3 申立期間③の昭和33年2月1日から同年10月ころまでの期間については、申立人及びD社における従業員の供述から、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、D社は、昭和33年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は、D社における上司や同僚等を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から申立期間当時同社に勤務していたことが推認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者は上記従業員のみで、そのほかの者は、申立人のことを記憶していなかった。さらに、そのほかの者のうちの二人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和33年11月1日より前の期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったと供述している。

- 4 申立期間④の昭和33年2月1日から37年6月2日までの期間については、申立人は、当該期間のうち2か月から3か月程度E社に勤務していたと申し立てている。

しかし、F社は、同社では、申立期間④当時、正社員であれば厚生年金保険に加入させていたところ、同社の保管する厚生年金保険被保険者に係る名簿に申立人の氏名の記載はなく、申立人が正社員であれば、当該名簿に氏名が記載されているはずであることから、仮に、申立人がF社に勤務していたとしても、正社員ではなかったはずであり、厚生年金保険にも加入させていなかったとしている。

また、申立人は、E社における上司や同僚を記憶しておらず、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保

険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

- 5 申立期間⑤の昭和41年か42年ころについては、申立人はG社に勤務し、電車のドアを磨く作業を行っていたと申し立てている。

しかし、G社は、申立期間当時の同社の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することはできないが、申立人が行っていたとする電車のドアを磨く作業は、通常同社の社員にはさせておらず、外注に出していたはずであるとしている。

また、申立人は、G社における上司や同僚を記憶しておらず、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

- 6 加えて、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 1 日から 7 年 7 月 16 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、代表取締役として勤務したA社における被保険者期間のうち、平成 3 年 5 月 1 日から 7 年 7 月 16 日までの標準報酬月額が、在職時の報酬額と相違していた。同社に係る法人税確定申告書写しでは、役員報酬年額は 1,080 万円（月額 90 万円）であったが、厚生年金保険の標準報酬月額は 8 万円となっていた。実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録から、平成 7 年 7 月 16 日に適用事業所でなくなっているが、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 9 年 2 月 12 日に、平成 3 年 5 月から 6 年 10 月までは 53 万円が 8 万円に、6 年 11 月から 7 年 7 月までは 53 万円が 9 万 2,000 円に、それぞれ遡及して訂正されていることが確認できる。また、同社の従業員 1 人も、期間は若干異なるものの、申立人と同様に、標準報酬月額の減額訂正がされている。

そして、申立人は、このような遡及訂正の手続きは行っておらず、承知していないとしている。また、社会保険事務所は、このような標準報酬月額の遡及訂正については、社会保険事務所が職権で行うことはなく、事業主等からの届出を受けて処理していたとしている。

一方、同社は、平成 8 年 5 月 8 日に破産宣告を受けており、同日に破産管財人が選任されている。

そこで、上記標準報酬月額の遡及訂正の届出については、同社の代表者等が行ったか、又は当該破産管財人が行ったことが想定されるが、当該管財人の場

合であっても、管財業務の性質上、このような申立人等個人の年金受給権を制限する行為を代表取締役である申立人に何らの相談もなく、独断で行ったとは考え難い。

このため、申立人は、A社の代表取締役として、上記の自己及び従業員の標準報酬月額の遡及訂正の届出について、知り得る立場にあり、また、知らなかったとは考え難い。

これらのこと及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、上記遡及訂正について無効を主張することは信義則上許されず、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 14 年 11 月 16 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に受けていた給与の額と大きく異なっていた。当時の給与明細書を提出するので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が作成したと考えられる申立期間に係る給与明細書について、同年同月と思われるものを2種類所持しており、それらの給与額は、1種類は標準報酬月額が15万円に相当し社会保険事務所の記録と一致するものであり、もう1種類は、標準報酬月額が41万円に相当するものであり、申立人は、15万円相当のものは偽物であり、41万円相当のものが本物であると申し立てている。

また、申立人は、申立期間当時、複数の同僚と共にA社の事業主に呼ばれ、社会保険事務所や税務署等の各役所へ届け出る報酬額は月額15万円とし、社会保険料や税金等の控除後の額を口座振込とするが、給与の総支給額は従前と同額になるように、現金で差額を支給する旨を告げられ、実際に15万円から各種控除後の金額が口座振込で、差額は現金で受け取ったと供述している。

そして、この口座振込については、申立人の預金口座の記録により、申立人の申立期間当時の給与振込額が上記給与明細の15万円に相当するものと同額であることが確認できる。

さらに、同社が保有している受託社会保険労務士が作成した申立人の申立期間に係る月額変更届及び算定基礎届の写しでは、申立期間の標準報酬月額は、

事業主から 15 万円が社会保険事務所に届出がなされていることが確認できる。

一方、申立人の上記事業主からの報酬額の引き下げに係る説明に関する供述について、事業主に照会したところ、申立期間当時、経営悪化のため申立人等複数の幹部社員の給与額について、それぞれの承諾を得た上で 15 万円に引き下げたものであり、申立人の主張する差額の支給はしていなかった。ただし、業績の良かった月には 15 万円とは別に歩合給を現金で支給していたと供述しており、給与の支給については、申立人と事業主の主張が異なっている。

また、標準報酬月額が申立期間当時に申立人と同様に引き下げられている複数の同僚に照会したところ、申立期間当時、同社の経営が悪化したため、事業主から給与を 15 万円程度に引き下げる旨を告げられ、そのことに同意したとしている。そして、当該同僚は、申立期間当時の給与の支給については、引き下げ後の 15 万円程度で差額の支給は無く、また、給与明細書を 2 種類もらったことも無いとしている。このため、当該同僚の供述も、申立人の上記供述とも異なる。

加えて、申立人は、自らが行った平成 14 年分の確定申告において、給与所得を 15 万円とし、社会保険料控除額を 15 万円の標準報酬月額に見合う額で申告しており、このことは、同年分の確定申告書により確認できることから、申立人が 41 万円の標準報酬月額に相当する給与を受給していたとは考え難い。また、申立人は、申立期間の給与について、口座振込以外の給与は、現金で 20 万円程度支給されていたとするが、この額は、申立人の主張する従前の給与額から見た差額よりも少なく、また、現金で差額が支給されていたことを確認できる関連資料等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。